

第7回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

日 時：令和4年1月28日
13:30～16:00
主 催：林野庁
場 所：TKP 東京駅日本橋
カンファレンスセンター
(WEB 併用)

次第

1. 当面の議題について（第3回からの継続審議）
2. ケーススタディ（綾部市、大館市・恵那市）
3. ガイドラインの骨子案について
4. 今後の予定について

出席者一覧

<委員>

うえきたつひと
植本 達人

信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

※委員長

あべかずとぎ
阿部 和時

日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

のむら ゆう
野村 裕

のぞみ総合法律事務所 弁護士

しながわひさこ
品川 尚子

那須法律事務所 弁護士

かわい さとし
河合 智

岐阜県 郡上市 農林水産部次長兼林務課長

かたやまけんじ
片山 健二

石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

いはらみつがさ
伊賀原 司

京都府 綾部市林政課 主任

はらひろあき
原田 宏明

岐阜県 恵那市林政課 課長補佐

あんほなかつひろ
安保 貴洋

秋田県 大館市林政課 主査

<林野庁>

みのわとみお
箕輪 富男

森林利用課 課長

かわむらたつや
川村 竜哉

森林利用課 森林集積推進室 室長

なかやままさひろ
中山 昌弘

森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

あんどうりゅうすけ
安藤 竜介

森林利用課 森林集積企画班 企画係員

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田

当面の議題 第7回ver.

令和4年1月
林野庁

※令和3年11月8日付の第6回委員会から修正した箇所には下線を引いております。

第2回検討委員会のポイント ～議論の進め方～

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく
(所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく)、
- ② **経営管理権集積計画を定めることが必要か**という観点に立ち、
- ③ 各々の森林の状態に応じた**最適な経営管理**を行う
という方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていく
ものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、
市町村に**バランスのよい判断の視点**を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところを**Q&A集**としてとりまとめることや、
- ② **具体的な事例**を紹介
するということも考える

「対象とすべき森林」の判断材料（各論①～③）

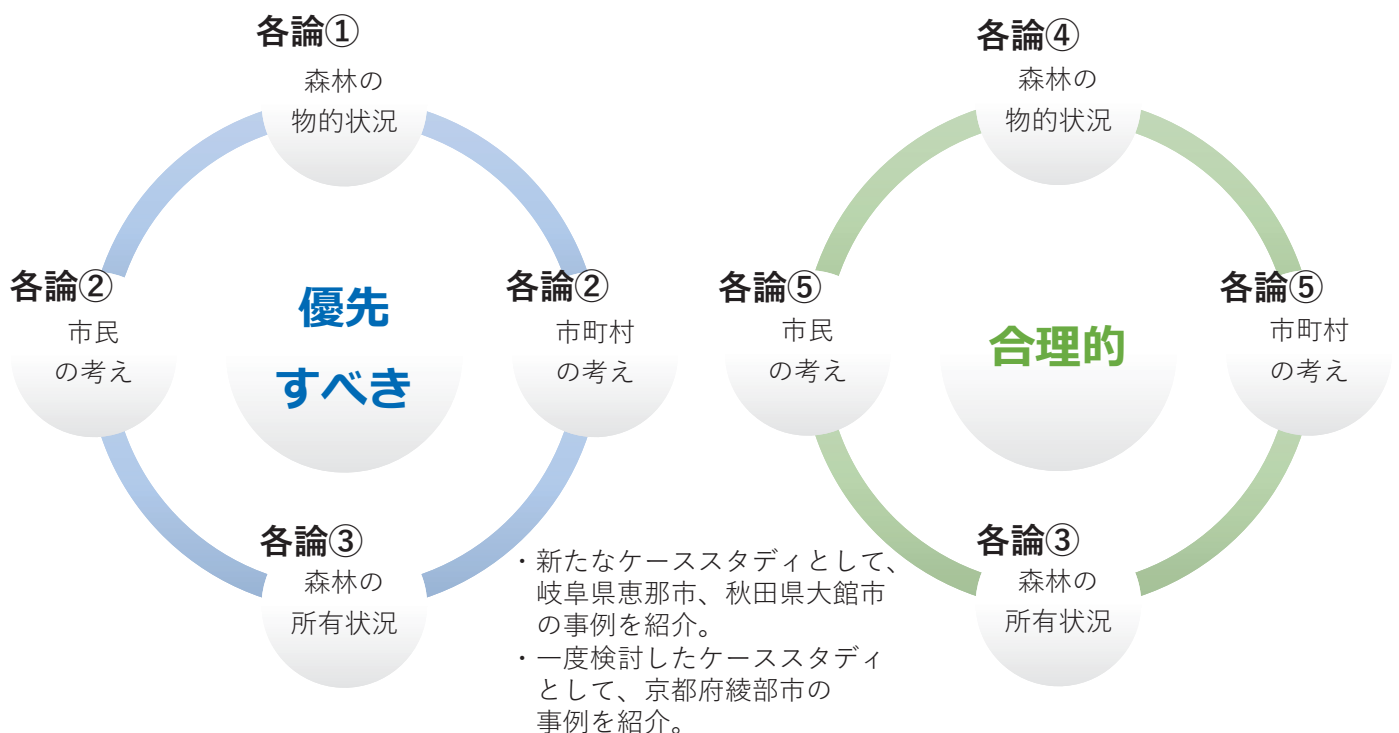
- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
 1. 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
 2. 「優先して経営管理すべき森林」として**具体的な指標**を置きたい
 3. その際、市町村が**判断しやすく**、また、対外的にも**説明しやすい**指標とは何かを考える
- 1.~3.をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料としたい

「経営管理の方向性」の判断材料（各論③～⑤）

- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
 1. 市町村の裁量で選択していく上で、「**合理的な（合理的ではない）判断とは何か**」を整理した上で、
 2. 合理的な判断であると裏付ける**具体的な指標**を置きたい
 3. さらに、合理的でないと言われる場合の**具体事例**を整理したい
- 1.~3.をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料としたい



第7回検討委員会でご議論いただきたい事項



➡ 今回は、これまでの議論を整理するとともに、引き続き、特例制度活用の検討事例等（ケーススタディ）を紹介。



対象とすべき森林の把握の仕方

- まずは手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真撮影）などから、経営管理を行う必要性を把握すればいいのではないか。
- ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査をし、対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないか。
- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断でよいのではないか。

対象森林を対外的に説明できる指標の整備

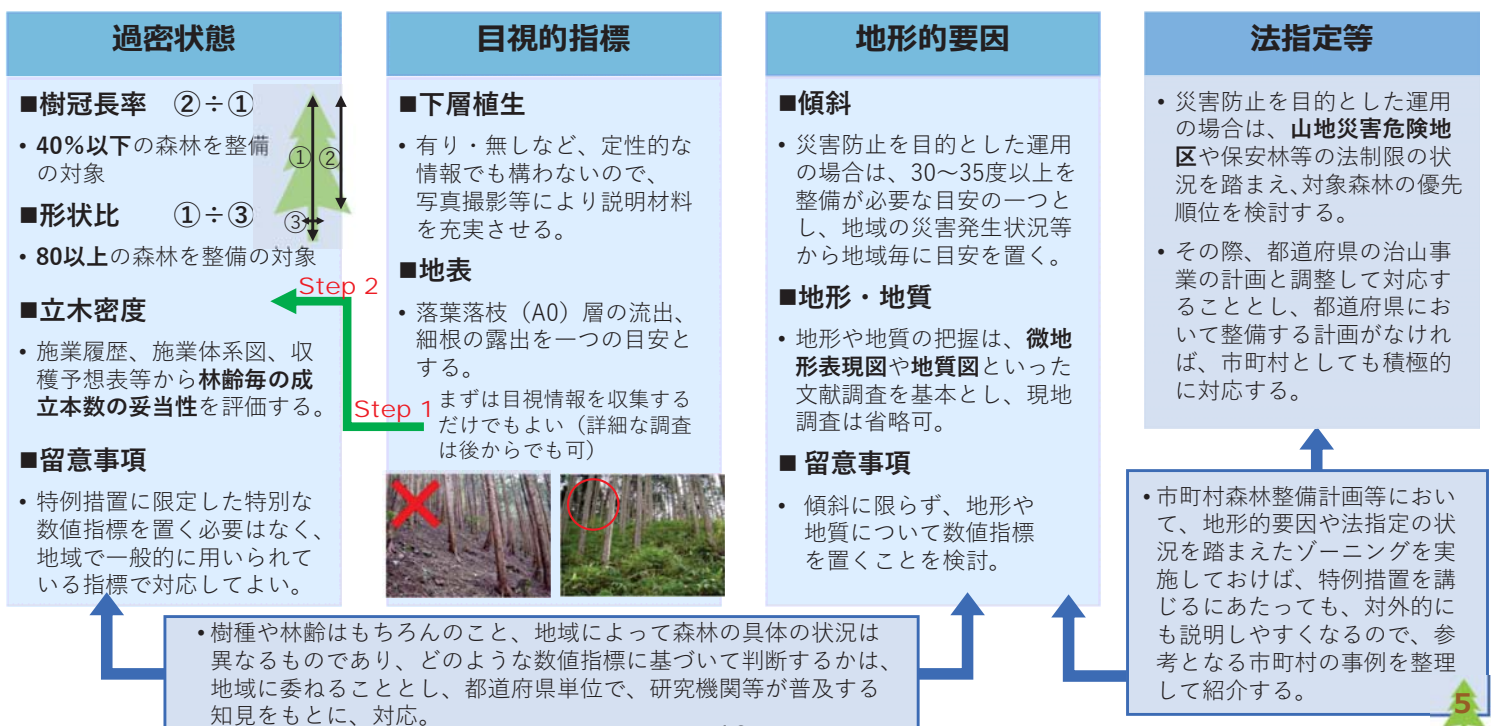
- 特例措置の活用を行う際の対外的な説明材料の一つとして、市町村森林整備計画に基づいて定めたゾーニングを活用することは有効。
- ゾーニングの活用にあたっては、ゾーニングの内容と森林経営管理制度で対応する森林の経営管理の内容が合致しているかという点についてはよく確認すべきではないか。



各論① 「対象とすべき森林」 ～森林の物的状況から～



- まずは、施業履歴の確認や簡易な現地調査（写真撮影等）により、経営管理の必要性を判断。
- 森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査（立木の計測等）も行うものとするが、その時期や程度は市町村が柔軟に選択。
- 各種資料から把握できる情報を用い、調査を簡素化することも可能だが、一定のデータは必要。



対象とすべき森林の優先順位付け

- 森林整備による抑止効果が高い表層崩壊を防ぐ観点から、幼齢林を早期に壮齢林に誘導していくことや壮齢林における間伐を進めていく必要。また、住家の上部に位置するなど、人命に関わる状況については優先順位を上げて対応することも必要。
- 木材を活用し、林業振興を進めることで、森林を健全に保ち、災害防止の機能も発揮させていくという視点も大事。この場合、川上から川下まで広がる産業振興、地域振興といった考え方も十分取り得る。
- 一方で林業振興ばかりを優先し過ぎると災害防止の観点がおろそかになってしまう懸念があることから、災害防止等の公益目的の観点はガイドラインでしっかり伝えていくべきではないか。
- 地域の関係者や所有者の意向を聞きながら市町村の方針を明確化していくべき。その際に、市町村の事務量や財源を考慮することはありうるものの、これを持ってのみ、所有者不明森林等に対応しないということは、避けるよう留意する。



各論② 「対象とすべき森林」 ～市町村、市民の考えから～



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することが第一の検討事項となり得るが、市町村の方針や地域のニーズに応じて林業振興の観点で活用することも柔軟に判断し得る
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮される広域的課題についても、積極的に対応することとする
- そのような中、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付けることも検討

局所的課題 (土砂災害の防止等)

■災害の規模・種類

- 災害のおそれがあるのであれば、表層崩壊の発生防止を念頭に置きつつ、その規模に関わらず対応することとする

■被害の種類

- 人命への危機、住家の倒壊、インフラの寸断、田畑への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能とする

広域的課題 (水源の貯留、洪水防止等)

- 所有者不明森林単体によって機能発揮に直ちに影響がない広域的な課題に対しても、積極的に関与することも可能とする
- 局所的課題が常に優先され、広域的課題が常に劣後するというものではなく、市町村の考えに応じて対応すればよいとする

産業振興等

- 目的の一つとして林業振興とすることも可能であることを前提とする
- 周囲との一体的な施業の実施のために留まらず、所有者不明森林自身における木材生産もあり得る
- 川上から川下まで広がる産業振興や地域振興といった考えでも十分とり得るが、災害防止の観点がおろそかにならないよう留意すべき。

共有者・地域住民

- 明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断を可能とする
- 地域から手入れしてほしいと要望を受けていることを踏まえ、優先順位を上げるという判断も可能とする

市町村の方針

- 市町村森林整備計画等に定める方針などに従い、優先順位を検討する
- 方針から逸脱しない範囲で、市町村の事務量（労力）や費用を考慮事項の一つとすることはあり得る

- 昨今の豪雨の発生状況を踏まえ、どこでも災害が起こりうることを常に認識して対応
- 例えば、立地（道路や住家の上部）や森林の物的状況から優先順位を付けつつ対応することで差し支えない



特例措置活用の必要性

- 共有者不明の特例措置は、県の裁定を経ずに手続としても簡便に利用することが可能であり、共有者の中に不明な人がいればためらうことなく使うという考え方があってよいのではないか。
- （ごくわずかな持分しか持たない）共有者が意思表示や協力しない場合は、法16条の特例を使っても差し支えないのではないか。
- 所有者不明森林そのものが小面積で、手入れを行わなくても差し当たりの支障がない場合も、周辺森林との一体的な管理の必要性が説明できれば、積極的に活用を検討。
- 一体的な管理の必要性が乏しい場合も、病虫害の温床となる可能性がある場合など、経営管理の必要性が説明できる場合は、積極的に活用を進めるという考え方も取り得る。

不明とされる所有者の持分への留意

- 持分の過半数に相当する所有者が判明しており、その者が同意しているという状況下であれば、共有者不明森林として特例措置を活用していくこととしてよいのではないか。
- ただし、経営管理の方法や目的について、どのようなことに留意していくべきかは、持分の過半が判明している・していないという形式的なものではなく、個別の具体事例に沿いながら議論していくべきものではないか（持分の過半数が判明していない場合でも、活用していけるよう事例を整理していくとよいのではないか）。

所有者探索・同意取得の注意点

- 登記名義人やその相続人全員の同意を得ることが原則であり、実質的な所有者や代表者の同意をもって関係権利者全員の同意を得たとするは妥当ではない（市町村が“実質”の範囲や“代表者”を決め、本来の同意プロセスから外れる相続人を作り出してしまふことは説明が難しい）。
- ただし、このような考え方が許容される事案を示すことも意義があるので、ケーススタディを重ねて、許容される条件や説明方法については、ガイドラインとして示すことを検討してはどうか。 ⇨ **議論を継続**
- 登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなど、登記名義人の所在を把握する方法がなく、林務部局や税務部局が保有する情報も含め、公的資料からの探索が困難なときは、特例措置の活用を積極的に視野に入れて検討する。
- 探索の合理化について特別な策はなく、行政書士等の外部活力の活用による負担軽減を行いながら進めていく必要。



境界確定の必要性

- どういったレベルで境界を確定させるかについては、現地の状況を踏まえ、ケースバイケースで対応していく必要があり、過重な対応とならないように留意。境界が確定しない場所であっても、そこに立木がなければ、境界確定を行わない考え方もあり得る。

財産管理制度の活用

- 民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、「自己の財産におけるのと同一」といえる範囲内で、例えば保存行為としての経営管理権の設定も含まれ得る（R5.4.1からは相続放棄した者であっても現に占有している場合に限られることに留意）。
- 一方で、財産管理制度を活用した方がより安心できる場合は、相続放棄された森林や相続人のない森林について、市町村が利害関係人として相続財産管理制度の活用も検討。裁判所への管理人選任の申立においては、公益性を十分に説明することがポイント。

都道府県の裁定手続の留意点

- 都道府県の裁定等の手続きにおいては、市町村に対し更に過重な資料を求めるといったことがないように留意。



各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」 ～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かり、同意しているときは柔軟に活用できる
- 持分の過半の所有者が分からないときや、所有者全員が分からないときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できる
- 本項は抽象的な整理にならざるを得ないため、ケーススタディを重ねつつ、事例集やQ&A方式で論点となるところを整理することとしてはどうか

過半が判明し、同意	過半は不明だが、残りは同意	反対者あり、又は意思表示なし	周囲も不明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例を適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものは柔軟に対応できるとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合については、対応の優先順位を下げ、又は対応しないこともあり得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることもあり得る
<p style="text-align: center;">全員不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命・身体・財産への影響と比較し、周囲への権利侵害の程度が低いと考えられる山村振興・観光目的は慎重な運用とするなど、判断に悩ましいものは実践的議論を追って実施することとしたい 	<p style="text-align: center;">残</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないかと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性もあると思うが、具体事例に基づいて議論することとする
<p>最終的なガイドラインを整理していくにあたり、まずは、これらの事例を収集して、具体事例に基づく議論を継続</p>			

合理的と言える経営管理の内容

- 森林を健全に育成・維持するために経営管理を行うということで、その森林に合った施業を選択するのであれば、利益を伴う間伐や伐採量が大きい間伐であっても、合理的と評価できる。
- 間伐は、その内容によっては、法律的にみると、保存、管理、変更行為のいずれにも該当し得る行為であるから、同意取得の範囲と関連づけて、論点を整理してみてもどうか。 **👉対応を検討**
- 条件不利地では、主伐をし、林種転換を図るとすることも検討すべきであるが、これを管理行為として実施することはできないか。 **👉対応を検討**
- 将来的な公益的機能の発揮や森林の経済的価値の向上のために、皆伐し、新たに植栽することは行いうるとしても皆伐行為そのものは一時的には公益的機能を損なうものであり、どのような作業種を取るのかについては皆伐だけではないことを前提とすべき。

各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～森林の物的状況から～



- 森林に合った施業、必要な施業であれば、その施業種（搬出・切捨、定性・列状、伐採の強度）は柔軟に選択する
- 存続期間の設定は、通常の場合と特段の差異を設けず、必要に応じて長期の設定も検討する

搬出・切捨間伐

- 林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする
- **森林の性質**から、搬出間伐を実施できるのであれば、手法として選択すればよい
- 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、経済性の観点を軸に、搬出間伐を選択するのは合理的ではない
- **間伐の効果**を出すために、価値のある木も伐採することは当然にある
- **地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）**等からも、施業種を検討する
- **搬出間伐が経費の掛増し**になるときは、切捨間伐を選択するが、伐倒木の片付処理も必要に応じて実施する

定性・列状間伐

- 間伐の効果を踏まえ、**定性間伐の実施を第一**とする
 - 施業体系上、列状間伐を実施することでも、間伐の効果が得られる場合は、列状間伐も選択となる
 - ただし、以下のような場合は、列状間伐を実施することは控える
- 【一例】
- ① 急傾斜地
 - ② 地すべり地、崩壊地
 - ③ 火山灰土壌
 - ④ 超過密な森林
 - ⑤ 強度な列状間伐
 - ⑥ 2回連続の実施 等

間伐の強度

- 森林の性質を踏まえ、強度な伐採が必要であるときは、それを選択できる
- ただし、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害のリスクが高まることから留意が必要
- 存続期間を長めに設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討

存続期間

- 通常の場合（所有者が確知されている場合）から差異を設けるべきではなく、経営管理に必要な期間を確保することを前提とする
- 特例を講じることへの不安視から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはしない
- 不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による**継続的な管理にニーズ**があることから、必要に応じて長期間の設定をすることも前向きに検討する

- 間伐を行っても森林の有する多面的機能を維持することが難しいと考えられる場合、合理的な理由の整理ができるならば**林種転換等**を実施することも検討。
- ただし、**伐採・更新方法及び植栽樹種**については、今後の経営管理の方向性、当該林分の条件及び市町村のゾーニング等に鑑みて検討することが必要。

経営管理の合理的な判断基準

- 市町村の考え（取り組みやすさ、費用対効果）を判断基準として含めることは可能。
- 上記を判断基準として含める場合、住民・事業者のニーズ、安全性など、ほかの判断材料とどうバランスを取るのか合理的に説明できるようにすることが必要。
- 所有者不明であることを理由に対応せず、地域住民が土砂災害などを被ることは避けるべきであり、可能な限り災害を回避するため、費用面等を考慮しつつ個々の状況を総合的に勘案し、一番効率的にできる方法を採用することが重要。



各論⑤ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～市町村、市民の考えから～



- 市町村の考え（取り組みやすさ、費用対効果）を判断基準として含めることは可能
- 上記を判断基準として含める場合、住民・事業者のニーズ、安全性など、ほかの判断材料とどうバランスを取るのか合理的に説明できるようにすることが必要

市町村の考え (取り組みやすい)

- 取り組みやすさという観点から、以下の①～④に該当する場合は積極的に対応してはどうか
- ① 確知されている所有者が多く、**不明な所有者が少ない**
- ② 探索や合意形成において、確知されている**共有者の協力が仰げる**
- ③ **対応を望む共有者が多い**
- ④ 意向調査を実施している地域であるなど、**市町村が事務で関与**している
- ①～④に該当しない、又は複数が該当しない場合など、事務的負担が比較的大きいと考えられるものは対応を見送ることとするのは不合理ではない

住民のニーズ

- 住民から**安全・安心な生活**を確保してほしいとのニーズがあり、市町村が必要を理解できるものは積極的に対応する
- 住民から**快適な生活環境**を提供してほしいとのニーズがあり、市町村が必要を理解できるものも対応すればよい
- 住民からニーズはあるものの、**主観的なニーズ**であると感じられ、市町村が客観的に必要性を理解できないものは見送る

事業者のニーズ

- 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの等）は積極的に対応する
- 不明所有者がデメリットを回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）も対応すればよい
- 不明所有者のメリットが薄く、事業者が一時的なニーズによるものは、対応を見送る

市町村の考え (費用対効果)

- 一般的な森林の健全性が確保できることを前提に、以下のi～iiiのような**費用対効果**について、必要に応じて考慮することは妥当か。
- i. コストを低く抑えるため、**切捨間伐や列状間伐を選択**する
- ii. 市町村のコスト負担を抑え、事業者が対応できるよう、**経済性を追求した内容**とする
- iii. 取り組むべきと認識しつつも、**コストが高いため**対応を引き続き検討する



組み合わせ次第で、見解も変わり得る

- aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ②かつCなら取り組んでも合理的
- Bならiで対応しても合理的 等



ケーススタディ⑤ 京都府綾部市における検討状況

令和4年1月

綾部市の概要

- 綾部市には、約2万6千haの森林があり、その98%が民有林である。
- 人工林は約1万2千haあり、そのうち、約6割に相当する7千haにおいて、過去10年間に手入れが行われておらず、所有者等による手入れの予定もないとされている。
- そのような中、地域の関係者で構成する協議会で、「意向調査実施計画」を定めつつ、**長野地区をモデル地区**として、森林経営管理制度に係る一連の取組を実施している。

■ 綾部市及び長野地区の位置

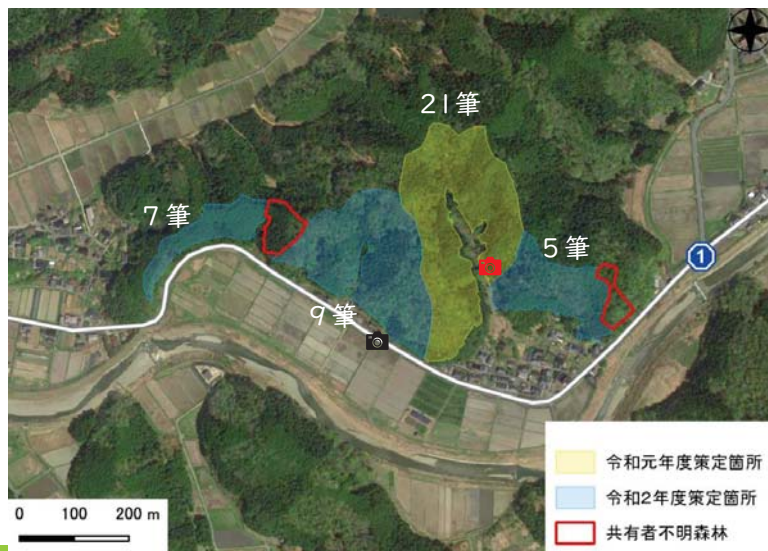


■ 長野地区をモデルとした理由

- 10年以上わたって手入れがされていないが、境界明確化が行われており、モデルケースとして取組が進めやすい
- 森林経営管理制度が施行されるにあたって実施した、自治会向けのアンケートにおいて、協力的な印象
- 集落や府道1号線（幹線道）に接しており、手入れの優先度が高い

長野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、在村者など同意取得をスムーズに行えた森林から、**経営管理権集積計画を先行して策定**。令和2年度には間伐事業（切捨て間伐）を実施。
- 併せて、所有者の所在が分からない森林については、市が囑託する土地家屋調査士において合成公図等を作成するとともに、農林課において、住民票や戸籍謄本等を活用し所有者の探索を継続し、合意形成に取り組んできたところ。
- なお**所有者が不明である森林を除き、令和3年4月に、地域一体で経営管理権集積計画を策定**。



🏠 森林の際まで住家があり、災害リスクを低減しつつ、明るく見通しのよい森林としたい。

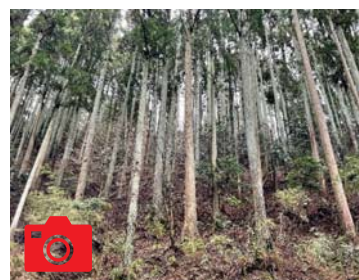


🏠 手入れが足らず、植栽木が込み合っている。下層には広葉樹もあり、間伐をすることで、里山景観としてもよくなるのではないかな。

2

共有者不明森林への対応状況

- 町制度が施行された明治期に、“集落で利用されてきた入会林”が当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる**表題部所有者不明土地**となったものが2筆あることが判明。
- **登記名義人の住所が小字までしか記録されておらず**、住民票等を取得しようにも、地番情報に欠けるため、共有者の一部の探索が困難な状況。
- 集落の住民で登記されていることに鑑み、周囲の地番情報から推定しながら登記名義人の特定を試みるも、登記名義人25名のうち、**3名はその後の相続人等を探ることが困難**。
- 入会権があるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探索も行うとともに、出生からの全ての戸籍等を取得し、非嫡出子の有無も把握。
- 森林経営管理法及びその政省令で定められた通り、住民票や戸籍等の**公的情報から把握できる範囲については探索し尽くした**と考えており、特例制度を活用したいと考えている。
- なお、当該集落に居住する現所有者をはじめ、**集落の総意として、早急な手入れに期待**されている。



共有者不明森林は59年生のスギ人工林など。

立木密度が1,400本/haといった過密状態にあり、樹高にも伸びがないなど、59年生のわりには樹勢がよろしくない。

3

市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が40度近くになる森林もあり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスポイントも限定的であることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難であると判断。
- 所有者としても必ずしも収益性を期待しているわけではなく、市が代わって管理してくれるならそれで充分との考えが多いことから、周囲では切捨て間伐を前提として、経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたところ。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	5年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回、年1回の見回り
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

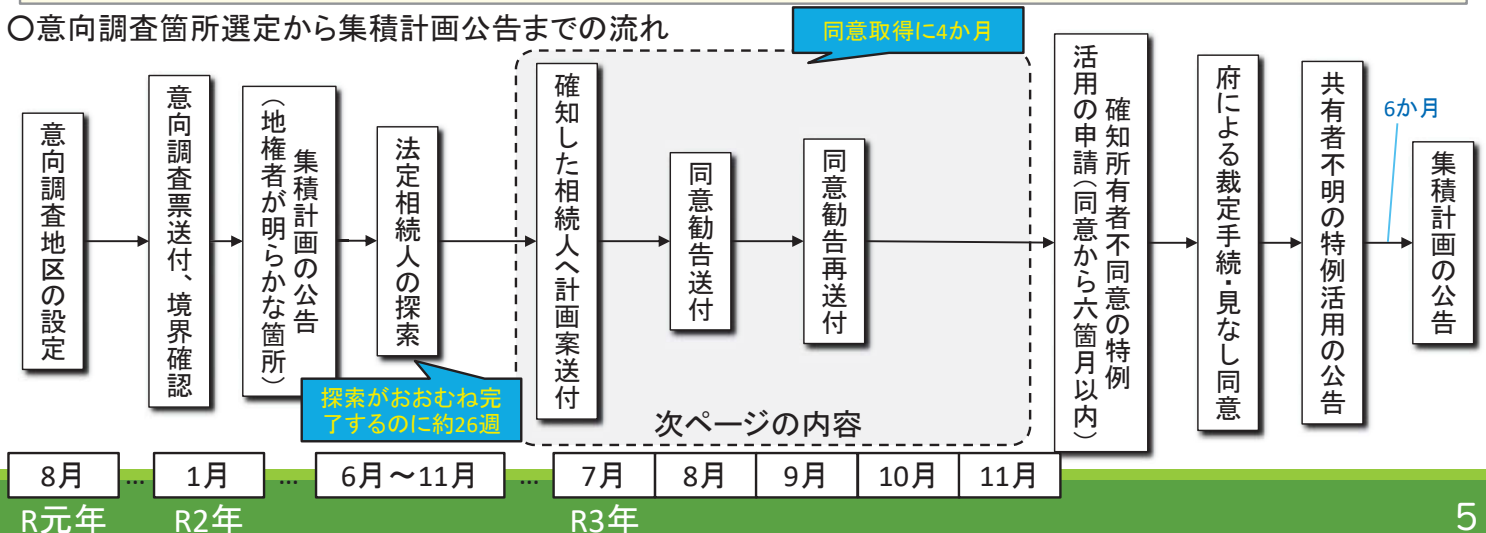
内容
5年間
間伐を1回、年1回の見回り
市町村が全額負担 <small>(小口での事業発注のため、経費負担増が見込まれる)</small>
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

4

長野地区における取組の流れ

- 令和元年8月に意向調査地区として設定、令和2年1月に調査を開始。
- 令和2年6月に相続人の探索を始め、おおむね完了するまでに約26週（探索段階で死亡等がある場合の追跡調査を含めると約1年）を要した。
- 長野地区全体では16ha、登記名義人45名に対して、戸籍謄本等785通取得、確知した相続人184名。
- 一部、返信がない又は不同意の意思を示した者がいることから、確知所有者不同意森林の特例を活用して進めていく方針。
- 共有林における集積計画公告まで、法定相続人の探索から2年、計画案送付から1年を要する見込み。

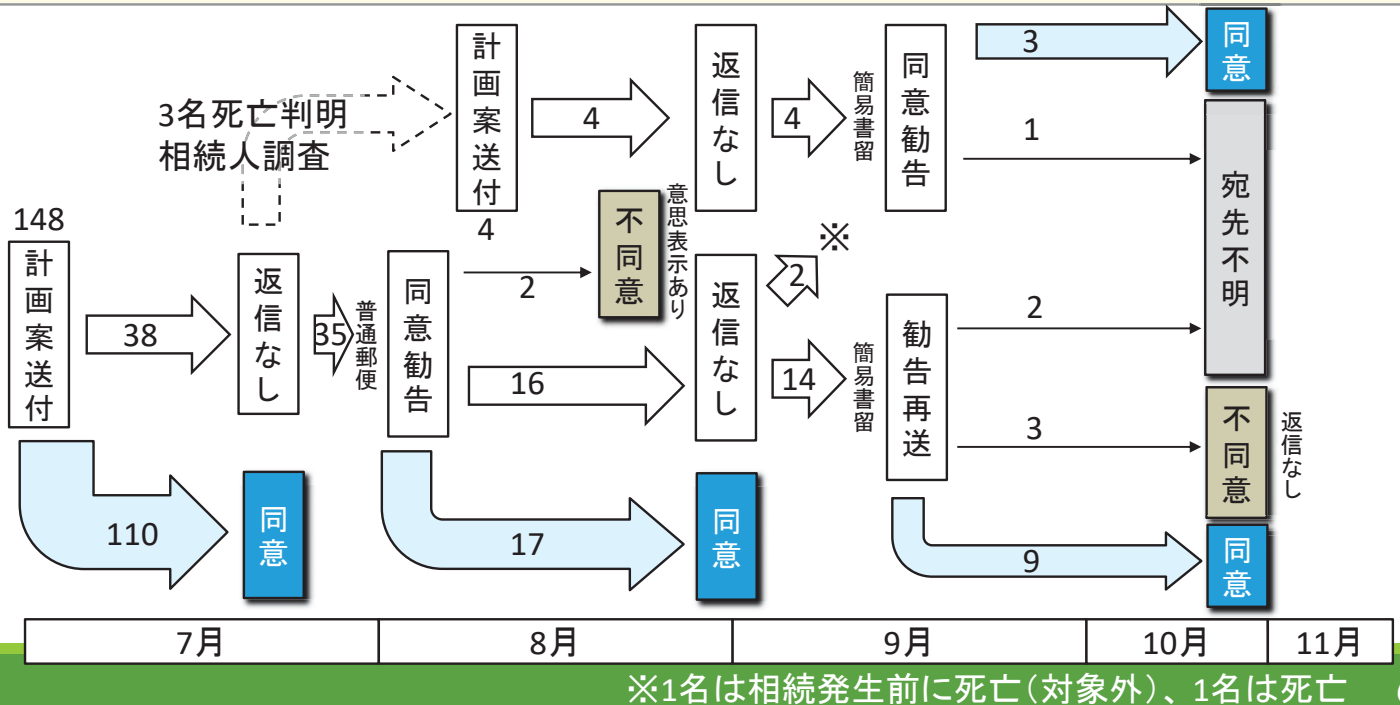
○意向調査箇所選定から集積計画公告までの流れ



5

確知した森林所有者（法定相続人）への同意取得の状況

- 25名の共有名義の森林について探索の結果、148名の共有者（法定相続人）が判明。
- 全員に計画書と同意書を送付。同意取得の過程で1名が共有者でないことが判明。
- 残りの147人中、139人からは回答があり同意を取得。3名が宛先不明。
- 残りの5名中、2名は口頭で不同意の意思表示、3名は返信がない状況であり、市としては確知所有者不同意森林として扱う予定。



市の取組事例から見えてきた課題（共有者多数の場合の対応）

- 今回探索の結果確知した相続人のうち、2名からは不同意の意思表示があった。具体的には「自分は所有者ではないから同意しない」、「地元と関わりたくないから同意しない」というような主張であり、今後、他の事例でも発生しうるものと考えられるが、このような場合の対処方法をQ&Aで整理してみてもどうか。
- 3名は3回の同意確認を行ってもなお返信がない状況。このような意見を出さない者に関して、例えば以前からやりとりがある者なのであれば、追加で現地を訪問して意向確認を行うことも考えられるが、どこまで同意取得の努力を行うかについてQ&Aで整理してみてもどうか。
- 共有者多数で一部の共有者が不同意（返信がない状況を含む）の場合、森林の公益的機能の発揮を目的として、市が切り捨て間伐を行うケースなどは前向きに活用がなされるようガイドラインに位置づけることとしてはどうか。

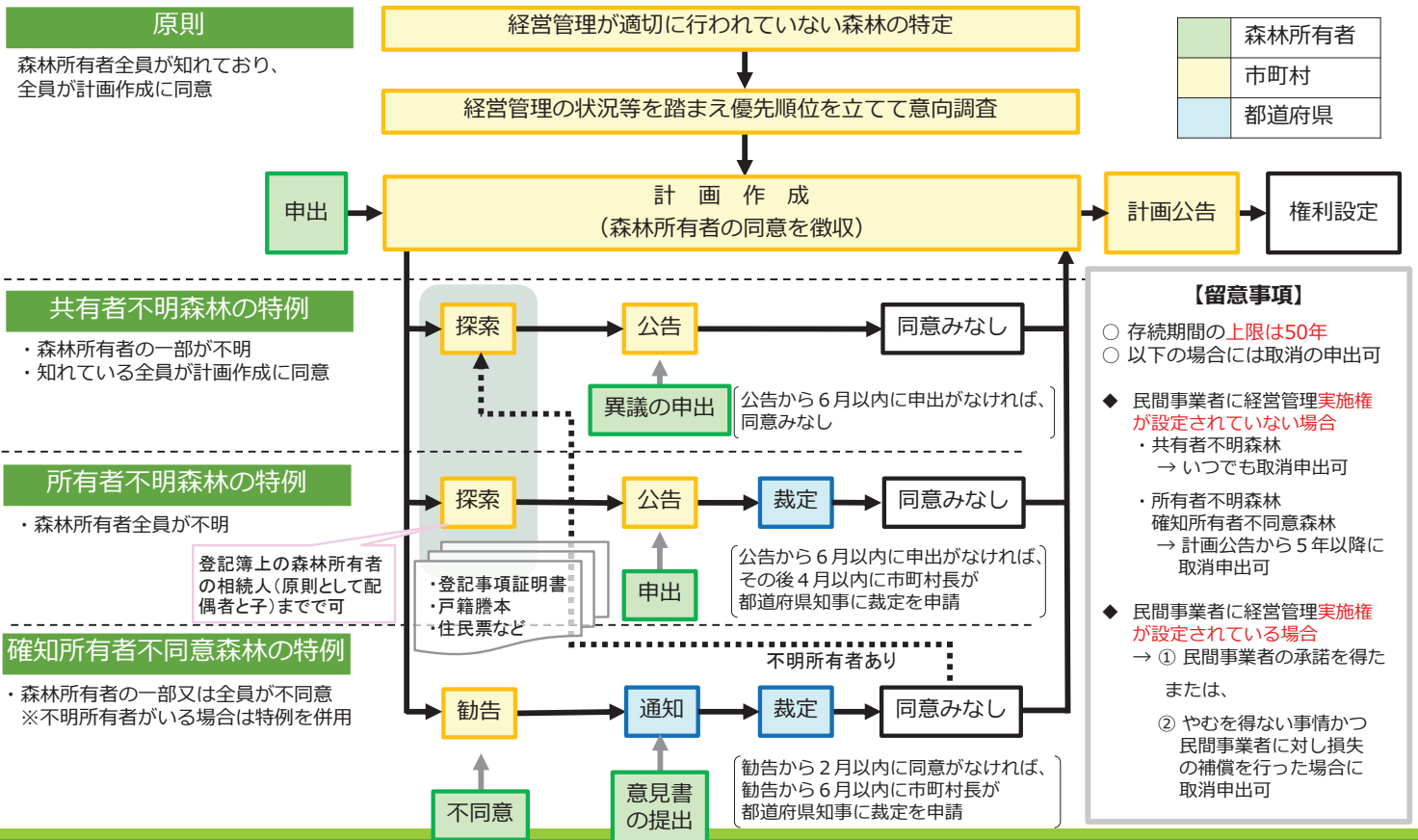
ケーススタディ⑥

秋田県大館市・岐阜県恵那市における探索等の取組状況

令和4年1月

※本資料に掲載されている数値等については変わる可能性がある。

森林経営管理制度に措置された特例制度の概要



事業の概要

【事業の目的】

- ① 司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する

【事業の概要】

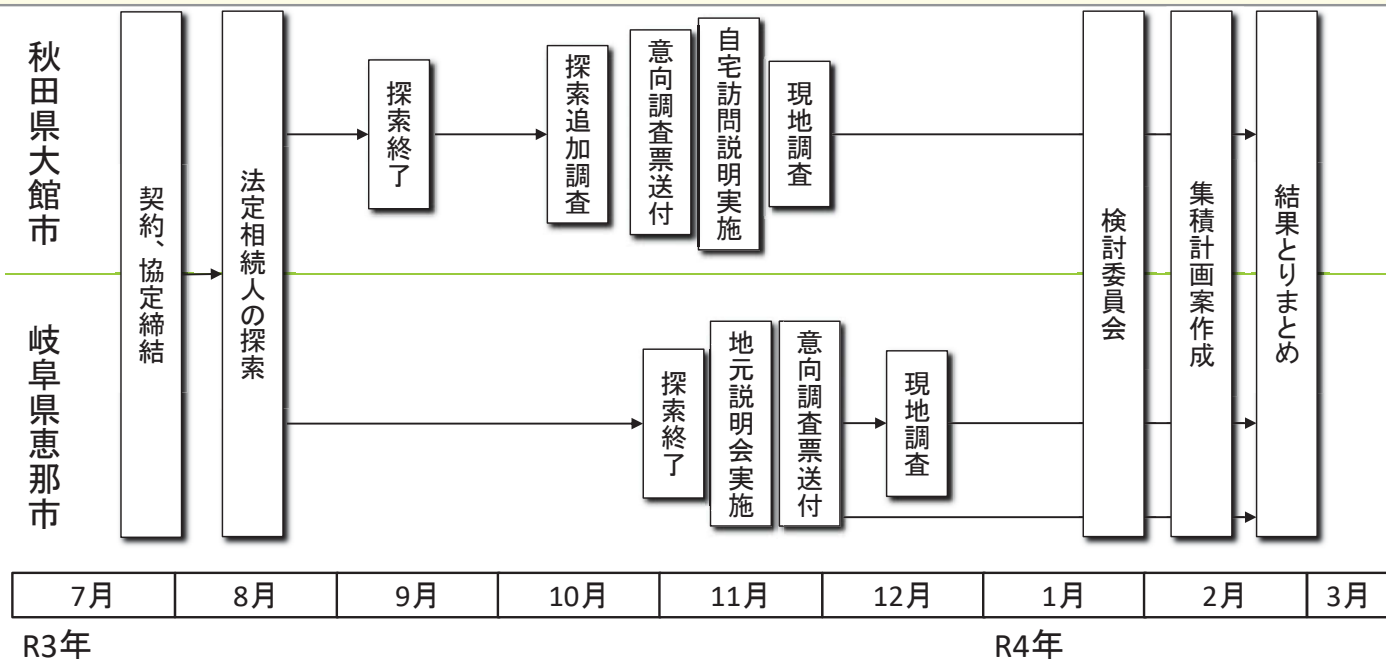
- 探索等実施者
株式会社四門（航測会社と連携）
司法書士（こすもす司法書士法人）
- 対象地域
秋田県大館市、岐阜県恵那市
各5～10筆を選定
- 事業期間
令和3年7月～令和4年3月



2

所有者探索等工程調査事業の流れ

- 令和3年8月から探索作業を開始。探索開始に当たっては、市、(株)四門、司法書士の三者で協定を締結。探索は司法書士、意向調査は(株)四門が実施する等、役割や情報の取扱い等を明確化。
- 令和3年11～12月にかけて現地調査等を実施しており、現在、意向調査票を回収中。

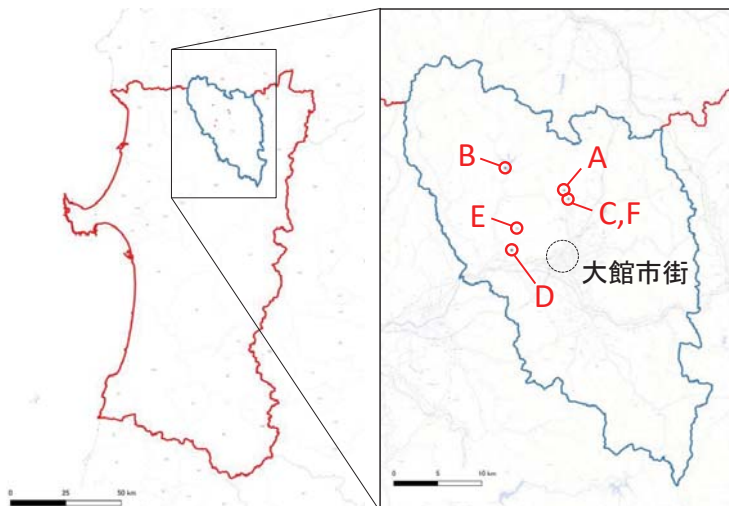


3

大館市の概要

- 秋田スギの主要産地である大館市には約7万haの森林があり、その3割（約2万2千ha）が私有林。このうち人工林は約1万2千haを占めており、伐採、利活用、再造林という資源循環が重要な課題となっている。
- 管内の私有林人工林について、20年間で一巡させる長期計画の下で、面的なまとまりを意識した意向調査の実施や集積計画の策定を進め、林業経営の効率化を念頭に置いて本制度を運用している。

大館市及び対象林分の位置



■ A～F（7筆）をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がないこと。
- 隣接する林分と併せて集積・集約化することで森林整備に結びつけることが期待されること。
- 明治時代の登記のままの場合や、共有者が複数存在する場合など様々なケースを取り上げられること。

以上により、工程調査の対象として計7筆を選定。

大館市の探索状況

- 対象地として林分A～Fの6か所7筆を選定。登記名義人は合計12名。
- 8/25に調査を開始、9/15に終了（10/8-21に追加調査）、探索に34日を要し、探索作業時間延べ9.5時間、15通の戸籍謄本等を取得。探索に要した手数料等は約2万3千円。
- 探索の結果確知した法定相続人は1か所（B）で1名。意向調査により市への委託希望が示された。5か所は戸籍に該当がなく、除籍謄本の廃棄等が原因と考えられ、探索の継続は困難と判断。
- 1か所（F）については戸籍調査では判明しなかったが、偶然地元の自治会長の情報から相続人と思われる者が地元に戻ってきていることが判明。

筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人	探索の結果	所有者の判明状況	
A	1	352	明治21年相続	1名	戸籍該当なし※1	所有者全員不明
B	1	1,546	昭和34年贈与	1名	相続人判明(1名生存)	戸籍調査により判明
C	1	2,214	(不明)	7名	戸籍該当なし※2	所有者全員不明
D	2	989	昭和37年売買	1名	戸籍該当なし※3	所有者全員不明
E	1	171	明治40年売買	1名	戸籍該当なし※1	所有者全員不明
F	1	3,036	平成2年相続	1名	戸籍該当なし※3 →判明により対象外	その後偶然、相続人と思われる者が地元に住んでいることが判明

※1 除籍謄本が廃棄されたと思われる。
 ※2 閉鎖登記簿の住所欄が空白で、土地の所在を本籍地として戸籍請求するも該当者なし。
 ※3 住所地と本籍地が一致していなかったと思われる。

大館市A地区の現地の状況



- 近隣に住家はないが、神社がある。
- 所有者は全員不明。
- 市としては周辺の森林と一体的な整備を期待。

A地区	
林齢	95年生
樹種	スギ、マツ
蓄積	451m ³ /ha
密度	625本/ha
地質	デイサイト・流紋岩(新生代)

大館市B地区の現地の状況



- 近隣に住家はない。山瀬ダムの近隣に位置している。
- 所有者が判明し、市への委託を希望。
- 市としては周辺の森林と一体的な整備を期待。

B地区	
林齢	47年生
樹種	スギ、マツ
蓄積	670m ³ /ha
密度	1,040本/ha
地質	火山岩岩屑なだれ堆積物(新生代)

大館市C地区の現地の状況



▬ 対象林分
▬ 配分計画策定済林分



	C地区
林齢	63年生
樹種	スギ、マツ
蓄積	295m ³ /ha
密度	1,209本/ha
地質	玄武岩 (新生代)

- 十瀬野墓地の池に面している。
- 所有者全員が不明。
- 同じ林班では経営管理実施権配分計画が作成されている。
- 市としては同じ林班の森林とともに集約化を期待。

8

大館市D地区の現地の状況



▬ 対象林分
▬ 集積計画策定済林分

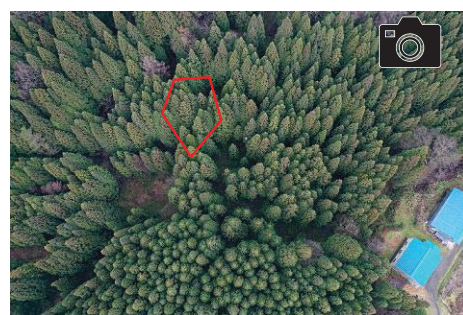


	D地区
林齢	57年生
樹種	スギ
蓄積	456m ³ /ha
密度	1,756本/ha
地質	デイサイト・流紋岩 (新生代)

- 所有者全員が不明。
- 市としては同じ林班の森林とともに集約化を期待。
- 近隣の林班で配分計画を作成予定。

9

大館市E地区の現地の状況



- 令和3年に地域森林計画の対象となった。
- 所有者全員が不明。
- 市としては同じ林班の森林とともに集約化を期待。

	E地区
林齢	63年生
樹種	スギ
蓄積	1,296m ³ /ha
密度	1,200本/ha
地質	玄武岩 (新生代)

大館市が行いたい経営管理の内容

- 林業経営者への再委託を前提として進めつつ、再委託できない場合は市森林経営管理事業を行う。
- 林業経営者が行う作業は主伐・再造林を想定。市が行う作業は間伐を2回実施する想定。
- 周辺の林分についても、併せて集積・集約化を今後行っていく方針。

■ 周囲で定める予定の経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	20年間
実施する経営管理の内容	間伐を2回実施、複層林化を図る 年2回以上の巡視
費用負担	市が全額負担
利益還元	収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

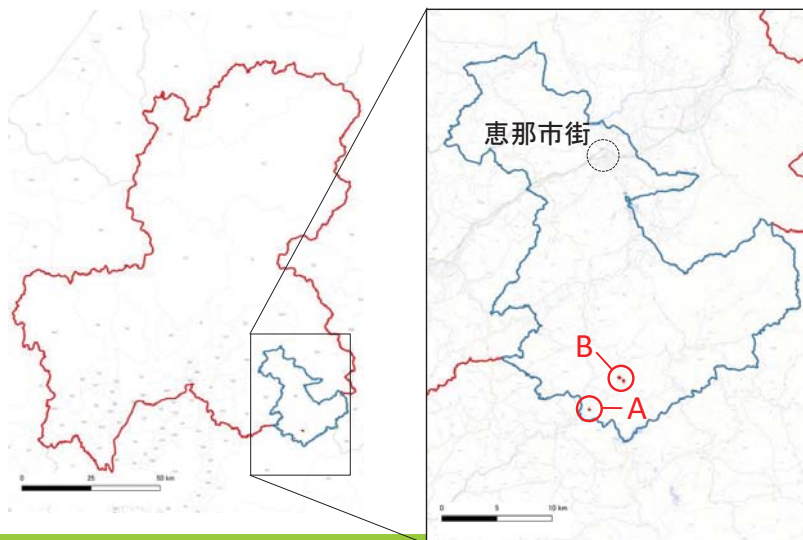
■ 所有者不明森林で想定される経営管理権の内容

再委託する場合	再委託しない場合
20年間	20年間
林業事業者への再委託 主伐・再造林	間伐を2回実施、複層林化を図る 年2回以上の巡視
事業者が負担	市が全額負担
収益が上がれば所有者へ利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

恵那市の概要

- 恵那市には、約3万8千haの森林があり、そのうち約1万9千haが私有林人工林。このうち約1万haが森林経営計画が未策定かつ過去10年間の間伐の施業履歴がないなど、森林の整備・保全を進めることが重要な課題となっている。
- 市では、管内の私有林人工林を4段階に分類した上で、まず第1段階に分類した国土調査済で山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒区域の対象森林から優先して森林経営管理制度を活用した市による保育間伐に取り組んでいる。

■ 恵那市及び対象林分の位置



■ 対象筆をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がないこと。
- ほぼ全域が傾斜30度以上で、経営管理が行われなければ山地災害の危険性がある状況であること。
- 共有者が多く、探索に要する労力が未知数であること。

以上により、工程調査の対象として設定。

12

恵那市の探索状況

- 対象地として林分A, Bの2か所7筆を選定。登記名義人は合計30名。
- 8/25に調査を開始、11/10に終了（一部第3世代で終了）、探索に78日を要し、探索作業時間延べ約169時間、805通の戸籍謄本等を取得。探索に要した手数料等は、約61万円。半分以上の所有者については相続登記されていない状況であった。
- 探索の結果448名^{※1}を確知し、うち生存者（法定相続人等）は235名^{※1}。一部の共有者については、第3世代の探索まででは全員が判明せず、探索を終了。その後、地元説明会を開催し、整備の意向が示されたため、意向調査を実施。なお、Bについては、説明会の場で、各地番に「管理者」が設定されていることが判明。

筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人	第1世代探索結果	第2世代探索結果 ^{※1}	第3世代探索結果 ^{※1}	探索結果合計 ^{※1}	備考
A	1	10,787	大正2年登記 10名 (4名)	11名 (2名)	37名 (13名)	66名 ^{※2} (48名)	124名 (67名)	戸籍調査により判明
B	6	24,493	大正2年登記 20名 (7名)	25名 (1名)	97名 (30名)	182名 ^{※2} (130名)	324名 (168名)	説明会の場で、管理者の存在が判明(左下图参照)

() は生存者の内数

※1 延べ人数

※2 このうち14名については更に相続が発生しているが、地元での聞き取り等で相続人が判明する可能性が出てきたため、戸籍調査は一旦打ち切り。

OBの所有・管理の状況
・各地番を20名で共有

B-1 20名	B-2 20名	B-3 20名
B-4 20名	B-5 20名	B-6 20名

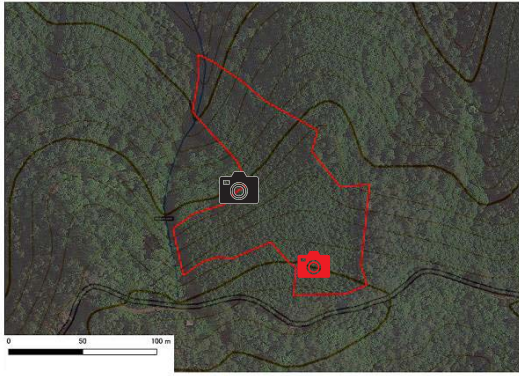


・地番毎に管理者が設定(法定相続人でない者も含まれる)

B-1 〇さん	B-2 Pさん	B-3 Qさん
B-4 Rさん	B-5 Sさん	B-6 Tさん

13

恵那市A地区の現地の状況



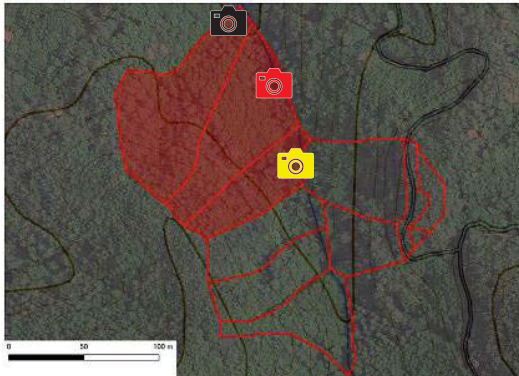
- ・ 傾斜30度以上の箇所が多い。
- ・ 集落からは直線距離で600mほど離れた箇所。
- ・ 少なくとも66名の共有状態で、一部の共有者は判明。
- ・ 市としては早期に切り捨て間伐を行いたい。



A地区(共通)	
林齢	60～80年生
樹種	ヒノキ、アカマツ、広葉樹
地質	花崗岩、塊状(中生代)

14

恵那市B地区(北側)の現地の状況

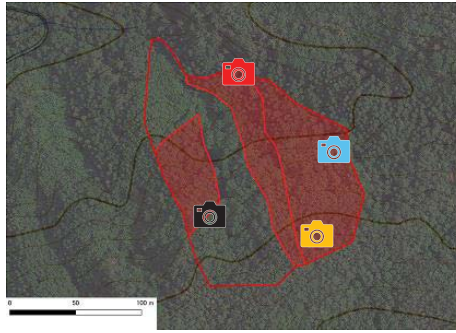


B地区(共通)	
林齢	50～80年生
樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、広葉樹
地質	花崗岩、塊状(中生代)

- ・ 傾斜30度以上の箇所が多い。
- ・ 集落からは直線距離で200～400mほど離れた箇所。
- ・ それぞれの地番に「管理者」が設定されている。
- ・ 市としては早期に切り捨て間伐を行いたい。

15

恵那市B地区（南側）の現地の状況



16

恵那市が行いたい経営管理の内容

- 周囲の林分についても併せて同意を取り、一体的に切り捨て間伐を行う。
- 材の搬出は行わないため、収益は発生しない。
- なお、現地の所有の状況、地元住民が速やかな間伐を望んでいることから、県の既存事業を活用して地元事業者による切り捨て間伐を進める方針。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要 (経営管理実施権を設定しない場合)

事項	内容
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回実施、年1回の巡視
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益の還元はしない

■ 共有者不明森林で行う予定の事業の内容

内容
—
切り捨て間伐を実施
県事業を活用
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 大館市の事例では除籍謄本の廃棄等の要因により、公的書類の確認では多数の所有者の所在が確認できなかった。最後の登記から60年～130年経過している土地であり、このまま放置しても、所有者が判明することは期待できない状況。特例を活用することに不安はないものと考えられるが、何か御意見があるか。
2. 大館市の林分は比較的緩やか（傾斜30度未満）な場所が多く、市は周囲の森林も必要に応じて探索・同意取得を行って一体的な森林整備を行いたいと考えている状況。再委託が可能な場合は、主伐・再造林も想定しているが、整備の方法、方向性について御意見はあるか。
3. 恵那市の事例では、登記簿上の所有者30名に対し、第3世代までの探索で235名、延べ約169時間を要した状況。現地の状況から整備の必要性はあると考えられるものの、自治体のマンパワーを考えると、このような共有者多数の森林を積極的に取り組んでいくことは難しい側面もある。このような森林への取組の優先順位が下がることもあると考えられるが御意見はあるか。
4. 恵那市の事例では、地元「管理者」が存在しており、実質的な森林管理の意思決定を行っている状況。このように森林所有者以外の者が介在している場合、森林経営管理制度では取扱うことは難しいため、その他の方法により整備を検討することが妥当と考えられるが、御意見はあるか。

森林における「管理」と 民法上の「管理」概念の整理について（試案）

令和4年1月

① 概念整理の必要性について

- 森林経営管理法では、立木の伐採を民法上の処分行為であるとし、所有者全員の同意が必要とされている。一方で、林業実務においては、例えば、木材の搬出を伴わない間伐（森林を健全な状態に保つための植栽木を間引く行為）などは、慣習的に民法上の管理行為として取り扱われている状況。
- 民法上の「管理」と「変更（処分）」の概念については、「立木」と「立木の集団としての森林」とで異なる視点で解釈することができないか。これらについて考察し、整理を行うことが特例措置の活用を進めるに当たっては有効と思料される。

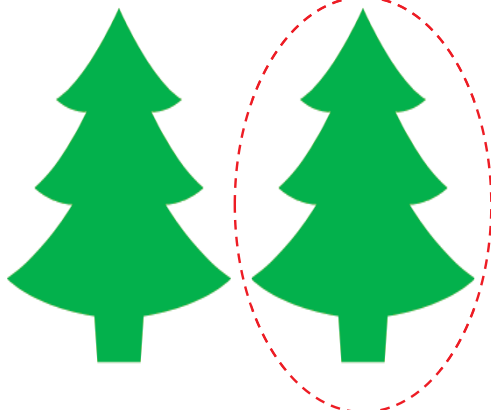
○ 民法上の概念整理

概念	条文	意義	具体例	要件
保存行為	第252条但書	共有物の現状を維持する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物の修繕 ・腐敗しやすい物の売却 ・共有物の侵害に対する妨害排除請求 ・不法占拠者に対する返還請求 ・不法な登記の抹消請求 等 	各共有者が単独でなしうる
管理行為	第252条本文	目的物の利用改良行為	<ul style="list-style-type: none"> ・共有物全体についての使用貸借契約、賃貸貸借契約の締結と取消、解除 等 <small>※令和3年4月民法改正で、共有物に変更を加える場合であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（軽微変更）については、持分の価格の過半数で決定することができることに</small>	持分の価格の過半数で決める
変更行為（処分）	第251条	共有物の性質若しくは形状又はその両者を変更すること	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状の変更（田を畑にする） ・物全部の処分（売買契約の締結）と取消し、解除 等 	共有者全員の同意が必要

（品川委員提供資料より抜粋）

② 概念整理が必要な背景状況

- 森林の管理・変更（処分）に関する裁判例について、1本の立木の伐採が処分行為であることを示した裁判例は存在（大審院大正8年9月27日）。一方で、立木の集団としての森林の管理そのものに明示的に視点を置いた裁判例は見当たらない状況。
- 民法上の「保存・管理・変更（処分）」の解釈を、対象物が①立木であり、立木を伐採して販売等の処分行為をすることに着目した場合と、②立木の集団（森林・山林・林地）について、森林管理する視点に着目した場合とで、解釈を変えることが妥当かどうかの検討が必要。

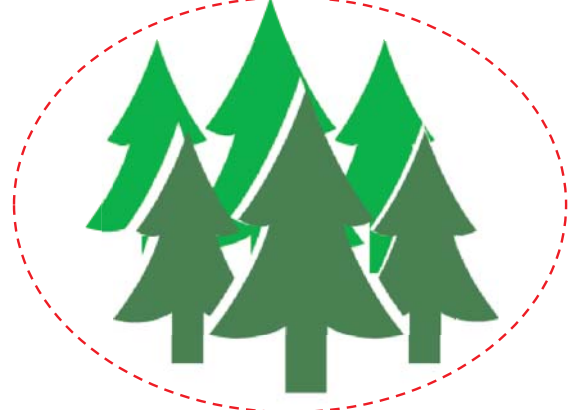


1本の立木を処分する際の視点

（大審院大正8年9月27日）

“しかれども立木の共有者の一人が他の共有者の同意を得ずして立木を伐採するは、これ即ち他の共有者の所有権を侵害するに外ならざるを以て、他の共有者は自己の権利に基づき伐採者に対して伐採禁止の請求をなすことを得るものとす。”

視点
移動



立木の集団について森林管理する視点

（裁判例は見当たらない）

立木の集団としての森林の管理という視点で「保存・管理・変更（処分）」の異なる解釈を行うことは妥当か？

2

③ 視点移動による解釈の変更の可能性（立木の瑕疵の例）

- 法律解釈は、法の目的・趣旨を個別具体的事情に当てはめて実現させるために行うものであり、同一の条文の文言の解釈において、対象物の性質や前提条件の違いにより異なる判断をすることは可能。
- 一例として、民法717条2項の「立木の瑕疵」の解釈については、その立木が存在している環境や状況により瑕疵の有無の判断基準を異ならせている事例が存在する。

(1) 所有者に瑕疵がないとされた事例

隣接する田の耕作者など限られたわずかの人が近付かない山林中の腐朽した立木が風で倒れて下草刈り中の田の耕作者にあたったためその者が死亡した事故につき、当該立木の腐朽が民法717条2項の瑕疵にあたらないとされた事例

（大阪高裁昭和53年4月27日）

およそ物の瑕疵とは、物のあるべき性能を備えないことをいうのであるが、一般論として立木が枯木になればそれが民法717条にいう瑕疵に当るか否かなどと論ずるのは意味がなく、その立木が生立している状況の社会的な意義に照らして判断されるべき事柄である。

(2) 占有者等に責任があるとされた事例

奥入瀬溪流の遊歩道において観光客がブナの枯れ枝の落下により負傷した事故について、国と県の損害賠償責任が認められた事例

（東京高裁平成19年1月17日）

本件ブナの木は観光客の頭上を枝葉が広く覆った形で生育していたのであって落枝があった場合に観光客に人的被害を及ぼす危険性は高く、被害の程度も重大であるとみられたから、本件事故現場付近の営造物管理者たる控訴人県、本件ブナの木の占有者である控訴人国にはその管理において周到な安全点検が求められていたというべきである。

(3) 占有者等に責任がないとされた事例

尾瀬地域の木道において観光客がブナの枯れ枝の落下により死亡した事故について、国と県の損害賠償責任が認められなかった事例

（福島地裁平成21年3月23日）

本件ブナの支持について、このような悪天候下における事故の発生さえも防止できる程度の安全性を備えることが社会的に期待されていたとまでは認められないというべきである。そうすると、(略)本件ブナが外観上枯れ木であったことは明らかであったことを考慮しても、本件ブナの支持について、通常有すべき安全性を欠いた状態にあった、ということはい

3

④立木の集団としての森林管理の解釈可能性

- 現行民法上、処分の権限を有しない者（管理能力又は権限はある者）が「樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借」を10年までできることとされており、これは管理能力又は権限がありさえすれば、通常の森林の管理が可能であることと同義と言える（改正民法では、10年を超えない「樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等」の設定については、共有物の管理行為として位置づけ）。
- これらを踏まえると、民法が、いわゆる立木の集団たる森林について、一般的な森林管理として期待される作業種（植栽や伐採）を「管理」概念に含めている証跡と考えられる。
- このため、民法は立木の集団としての森林の管理の視点からの処理を排除していないと考えられる。

民法602条(短期賃貸借)

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年
- 二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年
- 三 建物の賃貸借 三年
- 四 動産の賃貸借 六箇月

我妻(1957)

民法は、一定の期間を定めて、それ以内の賃貸借を管理行為とし、それを越える賃貸借を処分行為として、他の規定の適用に関して基準を定めようとしたのである。したがって、処分の能力又は権限のない者というのは、管理する能力又は権限があるが、処分する能力又は権限のない者という意味である。

令和3年4月改正民法252条(共有物の管理)

4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この項において「賃借権等」という。）であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年
- 二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年
- 三 建物の賃借権等 三年
- 四 動産の賃借権等 六箇月

我妻栄 1957.『債権各論 中巻一』有斐閣. 428.

4

⑤管理行為として認められる作業種の範囲（案）

- 以上の整理を踏まえ、森林における管理行為として、認められる作業種については、以下の論点で整理をしてみようか。

1. 管理行為として短期の「植栽」と「伐採」の賃借権設定が含まれることを考えると、主伐を含め、通常の森林管理として想定される作業種は、すべて管理行為として実施が可能と解することができるのではないか。
2. この場合、以下の点について留意すべきではないか。
 - ① 「立木の集団としての森林」の「管理行為」の判断基準は個々の事案毎に、どのような目的※でどのような行為を行うのか、整理を行った上で運用することが必要。
 - ② 伐採した木材の販売を伴う場合は、木材の販売そのものは処分行為として民法上解釈されるため、全員同意が必要とされうることには注意が必要。
 - ③ これらを踏まえ、具体的に想定される事例と目的を整理して検討してみようか。
 - (例A) 土砂流出防備等の災害防止の観点のみならず、生物多様性保全の観点から、伐採した後に広葉樹の更新を誘導（天然更新）する、あるいは植栽することは「管理行為」と言えるのではないか。
 - (例B) 近年の地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の吸収機能を確保する観点で実施される皆伐・再造林は「管理行為」と言えるのではないか（皆伐による収入は全て再造林・保育に充当されることが条件）。
 - (例C) 木材の販売を伴う間伐であっても、収入から経費を差し引いて利益が出ない場合又は利益が出ても、継続した森林の管理に充当される限りにおいては管理行為と言えるのではないか。
 - (例D) 森林の健全な状態の維持・向上のために行われる伐採の程度を超えた作業（再造林を予定しない主伐など収入に主眼が置かれている場合等）については、管理行為の範囲を逸脱しているのではないか。

※目的を客観的に判断できる基準が必要

5

所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン（仮称）骨子案 たたき

はじめに

1 ガイドライン作成の趣旨・目的

- (1) 所有者不明森林の現状
- (2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状
- (3) ガイドラインの目的（バランスのよい判断の視点を提供）

2 森林の有する多面的機能と森林整備の必要性

- (1) 森林の有する多面的機能（機能の説明、世論調査）
- (2) 森林整備の必要性（森林管理水準に関する知見を参考資料として添付）

3 どのような目的・考えで特例措置を活用するか（活用すべきか）

4 どのような状態の森林を特例措置の対象とするか（対象とすべきか）

- (1) 森林の把握方法
- (2) 森林整備が必要な森林の判断の目安

5 所有者の判明状況に応じた対応方法

- (1) 所有者探索の基本的な流れ
- (2) 確知した持分の状況別の整理
- (3) 不同意者がいた場合の対応

6 どのような内容の整備を行うか（行うべきか）

所有者不明森林・確知所有者不同意森林

7 知事の裁定における留意点

8 その他法制度の活用（民法、森林法）

- ・民法改正、共有者不確知森林制度、共有物の管理・変更（処分）の考え

9 ケーススタディ

- ・若桜町、綾部市、糸魚川市、郡上市、大館市、恵那市等を参考に整理

（※各パートにおいて、適宜Q & Aを挿入）

第7回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和4年1月28日(金) 13:30～16:10

【開催場所】TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム315(WEB併用)

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学術研究院農学系 教授 (森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授 (森林環境保全研究室)

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 郡上市 農林水産部次長兼林務課課長

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

伊賀原司 綾部市林政課 主任

原田宏明 岐阜県 恵那市林政課 課長補佐

安保豊洋 秋田県 大館市林政課 主査

<林野庁>

箕輪富男 森林利用課 課長

川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐 (森林集積企画班担当)

安藤竜介 森林利用課 企画係員 (森林集積企画班)

<事務局>

(公財)日本生態系協会 松浦、亀田、井上

目次

【開催挨拶】	2
【1.当面の議題について(第3回からの継続審議)】	2
<資料1 各論①>	2
<資料1 各論②>	3
<資料1 各論③>	3
<資料1 各論④>	4
<資料1 各論⑤>	5
【2.ケーススタディ(総部市、大館市、恵那市)】	5
<資料2の1 ケーススタディ⑤(総部市)>	5
<資料2の2 ケーススタディ⑥(大館市、恵那市)>	15
<資料3 森林における「管理」と民法上の「管理」概念の整理>	28
【3.ガイドラインの骨子案について】	37
<資料4 ガイドラインの骨子案について>	37
【4.今後の予定について】	38

【開催挨拶】

中山課長補佐

これから第7回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員の皆様に加えまして、臨時出席ということで、京都府綾部市から伊賀原主任、岐阜県恵那市から原田課長補佐、秋田県大館市から安保主任にご出席いただいております。また後ほど、資料の中でご挨拶も兼ねてご発言いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。ご多忙のところ、どうもありがとうございます。

それではまず、植木委員長から一言お願いたします。

植木委員長

本日もよろしくお願いたします。前回は11月の下旬に郡上市で、対面で委員会が開催できたということは、今思えば奇跡的な開催でした。これだけ全国に感染が拡大して、しかも感染者数が、記録的な状況にある。今回も対面できれば本当はよかったですけども、残念ながら、それが果たせませんでした。ただ、我々としては与えられた任務を淡々と進めていくことに専念して、その結果として、各市町村の担当者にとって、これならいけるというぐらいのガイドライン完成に向けて進めていければと思います。本日も、そういうことを念頭に入れながら議論を進めていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

【1.当面の議題について(第3回からの継続審議)】

<資料1 各論①>

中山課長補佐

ありがとうございます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず資料1から、前回頂いた意見を反映させたものを、これまでの議論を振り返りながら、確認していただきます。その後にケーススタディということで綾部市の事例と大館市、恵那市の事例ということで進めて、最後にガイドラインの中身を少し、お話をできたらと思っております。

それでは、まず資料1でございます。当面の議題というところをご確認ください。資料をめくっていただきます。4ページ目です。優先すべき森林、あるいは合理的な経営管理とはどういうことかということと、各論を分けて議論してきたところでございます。今回は、この議論の整理とケーススタディをやっていくところでございます。

それで、まず各論①でございます。どういった森林を対象としていけばいいのかというラインとして、資料構成ですが、これまで前回の検討委員会のポイントということとまとめてみましたのを、いろいろ論点が散らばってまいりましたので、それぞれ各論ごとにポイントを整理し直したという資料構成になっておりますので、そのように見ていただければと思います。

前回は、特に積み残しておりましたゾーニングの関係をどう捉えるかというところ

ここで、関係資料をご用意いたしました。ご意見をいただいたところと、やはり一つ、市町村として特例措置を活用していくところの説明、資料の背景として、こういった市町村森林整備計画のゾーニングを活用していくことは有効だろうという議論がありました。一方でご意見をいただいたところでは、このゾーニングと、進めていくこととする森林経営管理制度の方針の中身がしっかり合致するものかということ、しっかりと整理した上で確認をしていくということ、おおむねこの6ページ目の論点のところではこういった状況でござい

まは、目視的指標、過密状態、こういったところを勘案しながら、さらに災害に特化した形では右の地形的要因ですとか法指定を見ていけばいいのではな

いかと。こういった提案ができるのかなということと、

<資料1 各論②>

中山課長補佐

7ページ目でございます。各論②のところと、どういった目的、ターゲット、この特例措置を活用していくのかがいいかという、そういった目的、ターゲット、ターゲットと、産

<資料1 各論③>

中山課長補佐

続きまして、9ページ目からは各論③の関係です。森林の所有状況です。探索の結果、どれだけの持分があったときに、どうするかというところを整理しております。前回改めて、この特例措置活用の必要性という点で、前向きなメ

ので、共有者の中に不明な人がいれば、ためらうことなく使うという考えがあ

あと10ページ目の関係で、品川委員から補足でいただきました民法改正を踏ま

12ページ目でございます。各論③の検討の状況です。ケーススタディの中でい

<資料1 各論④>

中山課長補佐

次は13ページ目にいきます。各論④の関係で、こういった経営管理の内容、方

＜資料1 各論⑤＞

中山課長補佐

最後、15ページ目、16ページ目は各論⑤の関係で、ここは、この各論④から各論④のさまざまなものの組み合わせという位置付けをしております。前回、特別にご意見がありませんでしたので、これまでの整備のままでございます。

というわけで、以上が当面の議題に関する資料でございます。これについては、これまで頂いたご意見、ご議論を踏まえて整理をしまして、また皆様にご提示をしていきたいと考えているところでございます。この資料1に関して、ご意見等ございますか。品川委員、お願いいたします。

品川委員

9ページですけれども、不明とされる所有者の持分への留意というところで、上の方のボチですけれど、私の整理がちよっと、認識が合致してないかもしれないのですけれど、一応、法律の文言では、共有者の過半数に満たなくても、その過半数に満たない共有者が同意しているという状況であれば、共有者不明森林として特例措置を活用していくということになっているので、そのことと、この記載とがどういう関係にあるのかなと、ちよっと疑問に思っただんですけれども。

中山課長補佐

ありがとうございます。これは品川委員がおっしゃるとおり、森林経営管理法上は、持分に関係なく、分らない人がいれば、それで特例を使えるというような構成になっているところです。一方で、とは言っても心理的な側面からかもしれません、安心して使えるラインとしては、過半を超えているかどうかがあるのかなということで、もともと記載をしていたところなんです。品川委員がおっしゃるように、これを書く、それでは過半要件があるのか、とかいろいろ疑問がありますので、伝える際にはちよっと注意が必要かなと思っております。

品川委員

林野庁のお作りになった法律なので、林野庁としては堂々とされていらっしやうしてしかるべきかなと思うところでして、ご自分から適用の要件、ハードルを上げてしまわれているようなので、これはどういうふうな解釈したらいいのかと、ちよっと疑問でした。取りあえずということで、意図されるところは今、理解しましたので、次に進めてください。

【2. ケーススタディ（綾部市、大館市、恵那市）】

＜資料2の1 ケーススタディ⑤綾部市＞

中山課長補佐

品川委員、大変重要なことをおっしゃっていただいております。確かに、なぜ入り口から林野庁が狭めるのだというふうなところはあるかなと思います。そこは改めて、また品川委員にそういつたことを言っていただけでしたので、この記載ぶりは考えていきたいなと思っております。

それでは、続けていききたいと思います。ご不明なところがございますいたら適宜ご発言をお願いします。

続きまして、資料2の1でございます。京都府綾部市における検討状況です。最初の数は6月の検討委員会の資料とほぼ同じでございますので、ちよっと簡単に触れさせていただきます。綾部市さんの森林の状況、2万6,000haの森林があり、98%が民有林ということでございます。そのうち、さらに半分分の1万2,000haは人工林ということ。かつ、その6割の7,000haが過去10年間、手入れが行われていないという状況です。そういった中、綾部市では、モデル地区の設定をしながら、森林経営管理制度の取組を進めていただいている状況でございます。

さらに今回の長野地区は自治会が協力的だということとどうですか、幹線道に接しているということで、手入れの優先度が高い状況でございます。2ページ目でございます。また左の写真を見ていただきますと白いところが道路でございますけれども、このうち令和元年度と2年度については、確知された部分につきまして既に集積計画が立てられて、市の方に経営管理権が設定されている状況でございます。この赤い部分が共有者不明で残されているという状況でございます。ここを地域一体でやっしていきたいというニーズがあるというところがございます。

次、3ページ目でございます。登記上は25名で登記をされているというような状況です。住民票を取得しようにも、なかなか探索が困難。特に25名のうち3名が、その他の相続人を探すが困難というような状況になっておりまして、この点は前回も話をしたところがございます。

どうい森林の管理をやっていくかというのが4ページ目でございます。市の方で5年間預かりまして、間伐を1回、切捨間伐をやっているということ、収益を上げる間伐はしませんので、利益の還元もしないというような状況でございます。

次でございます。取組の流れということで、改めて今回の取組のスケジュールをお示ししております。令和元年8月に意向調査地区として設定をしたところからスタートしております。令和2年1月に意向調査を開始しています。その後、地権者が明らかな箇所については集積計画の方向に進んでいるわけですが、そうではないところは令和2年6月に、相続人の探索を始めまして、探索が完了するまでに26週程度かかっている状況です。さらに、探索段階で死亡等が確認された場合の追跡調査を含めると、約1年を要しております。この地区全体では、集積計画が立っていることも含まれますが、戸籍簿本等を785通取得し、確知し45名というような状況でございますが、戸籍簿本等を785通取得し、確知した相続人は184名になっております。一部、返信がない、または不同意の意思を示した者がいる状況でございます。市としては、確知所有者不同意森林の特例を活用して進めていく方針であります。このような状況で、共有林における集積計画の公告が、順調にいつても、法定相続人の探索から2年程度、計画

案の送付から1年程度を要し、かなり時間がかかってしまうという状況でございます。

次の6ページ目では、7月から11月にかけての相続人の同意取得の状況をさらに詳しく説明しております。この25名の共有名義の森林ですが、探索の結果、148名の共有者が判明したという状況でございます。全員に集積計画案と同意書を送られています。また、この同意取得の過程で1名が共有者ではないことが判明し、最終的には147名となっております。その細かい流れが、この図でございます。この青いところが同意でございます。そのほか3名が最終的に宛先不明という状況でございます。残りの5名ですけれども、2名は口頭で不同意の意思表示があり、3名は同意書が届いてはいるはずだけれども返信がないという状況でございます。ここについて、この図で不同意と書いてある部分、片方は口頭で不同意の意思表示、片方は返信がないところを、市としては確知所有者不同意森林として、手続きを進めていくというようになっていますというところがございます。これから、京都府への裁定手続きを進めるという段階です。

以上のように現在進行中の事例でございますけれども、7ページ目について特に共有者多数の場合の対応として、いくつか論点を挙げさせていただきます。

一つ目が、今回、探索の結果、確知した相続人のうち、2名から不同意の意思表示があったという点でございます。具体的には、「自分は所有者じゃないから同意しないのだ」というような方と、もう一人は「地元と関わりたくないから同意しない」と主張されています。このような状況は、今後、他の事例でも発生し得るのではないかと考えるところでございます。ですので、こういったことも例えばQ&Aで整理するなど、対処方針を整理してみてもどうかと思っております。

また、残り3名、返信がない方々がいらっしゃいます。このような意見を出さない方ということに関して、どこまで同意の取得に向けた努力をすかというところでございまして、例えば以前からやりとりがあるという方なのであれば、追加で理地へ向って、そこで意向確認を行うということも考えられるわけでございます。ですが、どこまでこういう同意取得の努力を行うかというところも、一つポイントとしてあるかなと思っております。また、またちよつとご意見を頂ければと思いますし、またその内容について、Q&Aでも整理をしなければいいのかなということも記載をしております。

また、こういった共有者多数で一部の共有者からは返信がないことも含めて不同意の場合に、森林の公益的機能の発揮を目的として、市が切捨間伐を行うケースなどは前向きに活用がなされるようガイドラインに位置付けることとしてはどうか、というようところをご提案しております。

以上、綾部市さんの、昨年6月の検討委員会の際にお話をいただきました。

その後の状況ということで、また当時、委員の皆様からも、その後の進捗をどういったところでもありましたが、また新しい論点とともに挙げさせていただいたところがございます。綾部市の伊賀原主任、改めて自己紹介と一言お話を頂ければと思います。

綾部市伊賀原主任 あらためまして、綾部市の伊賀原です。お世話になっております。前回、6月の検討委員会に出席させていただいたときに、追跡不可能な人がいるので不明土地の報告をしたい、ということでお邪魔させていただきました。そのときに野村委員から、確知している権利者全員が同意が必要、不明土地を公告するたためには確知している者、全員のものが必要だから他の権利者にアプローチをして、その後の経過について報告をしてほしいと言われましたので、その結果というところで、今、説明いただいた内容のとおりです。

一部、補足させていただきたいところがございます。口頭で不同意をされた方の言い分というか、その辺りをちよつと補足で説明させてもらいたいなと思っています。おひと方、自分の土地という認識ではないと言われた方ですね。この黒塗りの相続関係図を御覧ください。こちらの方です。口頭で不同意されている方ですけれども、この方、お母さんの、さらにお母さんのご主人が家督相続をされています。この方については、自分がこの土地にルーツがないという形で、自分の土地という認識がないとおっしゃっているわけです。ここについてはこんな形で、複雑な相続関係図になっております。おひと方から通常想定するよりも多くの相続人がいるというような状況です。

もうひと方については、個人名義の土地については、相続はできているそうです。ただ当時の明治時代の共有名義林については、そんなものがあるということを知りなかつたということで、もう自分には関係ないから、もうそつとといてくれという形で申出があったという形です。

そこで気になるのが、要はこの方々、森林整備に対する不同意ではないということ。どちらかというところと聞かないでください、というような内容でした。例えば先祖代々の思い入れがある土地とか、何か理由があつて手を付けたくないとか、そういう明確な意思とか理由をもって森林整備に反対されるのであれば、必要性とかを説明した上で丁寧な交渉していく余地も、価値もあると思うのですが、関わりたくないという消極的な不同意なので、この制度を進める上では、ちよつとどうなのかと思っております。またそういうことが支障となって森林整備が遅れていくということが一番怖いことと市町村としては思っておりますので、そういった対応策について、ご検討いただけたらなと思っております。以上です。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。状況がよく分かる資料をご提示いただきまして、ありがとうございます。

それでは委員の皆様から、コメント、あるいはご質問も含めて、頂きたいなと

思いますが、ただ、開わりたくないは、本当は不同意ではないのではないかと

野村委員
野村でございます。伊賀原主任、どうもありがとうございます。6月にどう
いうふうな申し上げたか正確に記憶しているわけではありませんが、まさにこ
ういう具体的なご調査をしていたら、そして具体的にどういうところであ
まざくとか、どこがピースとして埋まらないのかというところが本当に非
常に大事だと思っております。前も申し上げたかもしれないけれども、今般、
民法、不動産登記法の改正が昨年4月になされました。その法律を改正する中
で、法制審議会の部会での議論に日本弁護士連合会として関わっております。
私自身は、自分が用地取得に苦勞した経緯から、相続人が多数になってしまう
ような案件があって、こういう特定の不動産に当たったとき市町村の職員等の
労力があるものすごく掛かるということが問題であって、数が多いとか少ないとい
うことではなくて、1件でもこういう案件があったら、もう本当に、その一人
の職員が1年かけて探査するということが起こってしまうんだと。だからそこ
に対して何とか近道を作ってほしいという話をしたのです。ですが、民法とか
不動産登記法というレベルだと、そういう特例的なものに対して、皆さん、議
論の中でも非常に慎重で、探査は全部やらなきゃいけないし、もしかしてそ
の権利を失う人が一方が一にもあってはいけないというふうな、そういう方向から
の発想が非常に強いところで、本当に市町村の方が苦勞しているんですと申し
上げて、もう、実感として伝わらないところが本当に歯がゆいところでありまし
た。そういう意味で、このような取組で、そしてある程度、外に示せるような形
で数字を正確なものとして出してもらいたい、こういう事例というのは、こ
の1件であつても非常にアピールというか、理解していない人に理解してもら
うのに、必ずや役に立つものと思っておりますし、今回やっておりますことが
絶対無駄にならないということをおっしゃいます。この資料は個人名と
か住所とかが出るわけじゃありませんので、この事例として、この当委員会の
資料としてでもウェブ上に掲載されれば、何かの折に、こういう事例があ
るんですということでご紹介もできますし、次のことにはつながっていくのか
なと思えます。

自身について若干申し上げると、この件、あるいは類似の事案の参考にしてい
くために、同意確認の文書において、どういう問い掛けをしたのか、あるいは、
どういう説明をしたのか、というところは一つ参考になる。どういう書き方が
いいのか、皆さんも多分悩まれたのではないかと思います。差し支えなければ
そういう情報も、この委員会に対して資料としていただけた場合に、そのサン
ブルのようなものが最終的にこの検討委員会の検討結果として、文例として示
すことができたら、ガイドラインになったときに、後続の方たちにとって非常
に参考になるものになるのではないかと思います。

あと、開わりたくないという消極的な不同意という表現でしかたは、はっきり
そう不同意という言葉が出てしまうと、不同意という扱いをせざるを得ないと

思うのですが、ただ、開わりたくないは、本当は不同意ではないのではないかと
という考えもあると思うので、その不同意という言葉で、「それではでも不同意じ
やなくて、これこれですよ」というような、そういう持っていき方みたいな
のが、多分、ご努力はされていると思うんですけども、今回、このような場合
の対処方法をQ&Aで整理してみたらどうかと資料の中にあります。「あなたの
おっしゃることは不同意という意味ではなくて、こういう意味ではないですか
というように、何か誘導したいなもの、そういうトークなのか説明なのか分か
りませんけど、そういうことは一つ考えられるのかなと思いましたが、本件はお
そらくそういうことをやった上で、いろいろ言っただけ不同意だったという事
案だったのかなと想像はしますけれども、そういうことも含めて、まさに他の、
これに続く方々に参考になる情報なのかなと思えました。以上です。

中山課長補佐
ありがとうございます。伊賀原主任、今の野村委員のコメントに関して、どう
ですか。

綾都市伊賀原主任
ありがとうございます。同意の確認の文章の関係ですけれども、具体的なお話
をさせていただきますと、いわゆる通り一辺倒な文章と制度説明のちらしをお送
りさせていただきます。これに関しては、もう他の140名近い同意者に、そ
れで同意を頂いておりますので、それほどそんな問題ないのかなと思ってお
りますが、また事務局を通じてサンプルをお送りさせていただきますので、また
議論のたたき台にさせていただければと思っております。

2点目ですが、開わりたくないは不同意ではないという、先ほどの野村委員の
お話ですが、おっしゃるところとおりでだと思っておりますけれども、同意が得られない
不同意だろうというところを一応考えた上で、手続を進めさせてもらって
まして、基本的には文章を送らせてもらった後に、分からないことがあつたら、
すぐに電話でレスポンスが来るのです。そのときに説明させていただく中で、
ほとんどの方は、そういうことであれば同意します、ということ返事がある
のですけれども、なかなかこの2名の方はかたくなくでした。

中山課長補佐
どうもありがとうございます。今の森林経営管理制度上は、こういった返信が
ない、あるいは同意していないなら不同意として進めるしかないため、使える仕
組みとしては、この確知所有者不同意森林の特例しかないということとを考
え、やはりこの綾都市の事例のように100名を超えるというような状況で、一
人一人が、同じような状況が発生するというのは非常に考えられるのかなとい
うことで、今回、ご登壇をいただきまして、最後にQ&Aのような形で整理をさ
せていただきました。どうもありがとうございます。品川委員、よろしくお願
いします。

品川委員
綾都市の伊賀原主任、大変なご努力で素晴らしい成果を上げていただきまして、

本当にご尊敬申し上げるに値する成果だと思えます。本当にありがとうございます。

端的に、今回のポイントで疑問に思っていることについて意見を申し上げるの
であれ、自分は所有者じゃないから同意しない、地元と関わりたくないから
同意しない、このいずれについても客観的事実とは相違するものですよね。所
有者であるし、森林経営管理法に同意したところに地元と関わる要因というの
は存在しない。そういうことがあります。そうすると、客観的事実ではない
ことに關して、所有者がこだわられて反対意見、あるいは不同意意見を述べら
れる。こういう場合には、ここで時間を使わないで、さっさと確認所有者不
同意森林ということで裁定の手續きに進まれたほうがストレスはないかと思
います。本件は、もうこれで進めたいと思えますけれども、先ほど彼らが
森林整備に關して反対意見というわけではないようだ、というふうにおっしゃ
いましたよね。その大事なところで、文書で後に残るような形で残しておくよ
うことは、とても重要なことです。例えば今後、2回目の同意勧告を出すと
きは、不同意とおっしゃった、その意見をお伺いします、として、例えば現
状から見ると森林整備をするべきではないとか、必要ないとか、チェック項目と
かもいろいろ設けておいて、そこにチェックがなければ、こちらとしては公益
でやっているとあって、また、所有者に森林整備に対する反対意見がある
わけではないということで、一つの前に進める材料にもなるかなと思えます。
いろんな事案を集めていって、知恵を寄せ集めて、最終的に、そういうサン
ブル的なものを作り上げていくことができたかなと思えました。この部分で私
の意見は以上です。

中山課長補佐

品川委員、ありがとうございます。ブジニアップするご意見をいただきました
てありがとうございます。チェック項目、要は不同意がなければ同意したとみ
なすに近いような、そういう How to というようなところかなと、お受け取りし
ました。

あともう一点、同意確認の観点ですけれども、この2点目で挙げさせていただ
いておきます返信がないというような方々ですね。現地まで行くことは当然
我々も求めていないわけで、ただそういう中で、裁定する都道府県の方の立
場からも、どこまでやってももらいたらないのかというような不安な声はあるの
かなと思うのですが、この点について何かコメントいただけたらとありが
たいなと思えますが、いかがでしょうか。

品川委員

これに關しては、森林管理に長い間携わっていて、現地に行って現場の人と語
をするという慣行が、もう何十年、何百年にわたりあったということ、私も
理解しております。ただ、やっぱりこれからのことを考えると、後に残らない
意向確認というのは避けるべきである。これはちょっと強調して申し上げた
いと思えます。追加で現地を訪問して意向確認を行って、さらにその後、何か

の書面を取得するならよろしいですけれども、それをファイナルにするべきで
はないと思います。今回、返信がなくても事情通の人がいるものだから現場に
向かっていくことをお考えになったようですけれども、それは必要がな
くて、あくまで書面ベースで最後までいかれるべきと考えます。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。野村委員、お願いいたします。

野村委員

品川委員と非常に近い話なのですけれども。今回の一連の法改正の中で、これ
に主に取組まれた山野目教授ですね。法制審の部会長とか、その他、会議体
の会長を務められたような方ですけれども、山野目先生も、この探索というもの
の負担の大きさにやはり着目はされています、特徴的な言い方をすると、フ
ィールドワークからデスクワークへというようにおっしゃいます。そして、
やはりこういう相続人多数の事例について、一人一人、訪問するということ
ではなくて、書面をちゃんと送って、それに対する回答を集計していくことで、
ある種、機械的にというか、進められる分は進めるとい考え方で。そして、
その返事がないかそういうものについては、それはそれで集団的に次の手續
きを使って処理していくというような、そういう発想が、これからは大きく転
換していくのだということと制度を検討してきたということとがあります。で
すので、もちろんその後の管理とかに關するキーマンみたいな方と密に連絡を
取られるということとはそうだと思うのですが、そうではなくて地元に残られて
いない方とかについて一人一人訪問するようなことは、ある意味、なるべく省
略する。それでいいんだという実務を作っていくという方が、多分、結果的に
将来につながるのではないかと考えます。品川委員も、できるからやる
のではなくて、むしろやらない方がいいというようなご意見だったのかと思
いますけれども、それが今後の流れとして、その方が望ましいという考えで進めて
いけたらいいのかなと私も感じております。以上です。

中山課長補佐

野村委員、どうもありがとうございます。前回、郡上市でありました現地検討
会のときに、片山委員からの、こういった共有者多数の關係の案件があるよう
なお話を頂いたかなと記憶しておりますけれども、片山委員のもし類例の事例
で今ぶち当たっているとか、少し施業的な面でも結構でございます。コメント
を頂けるとありがたいなと思えます。

片山委員

綾部市はよく本当にここまでやられたなという感じがしております。我々も今、
加賀市から集積計画の委託を受けてまして、市の方で、その行政書士を使って相
続人の探索をしていただいて、その方々に我々の方からもう一度アポを取りな
がら意向調査等を実施しています。相続登記がされてなかったという現場なの
で、かなりの数の相続人がいて、その方々について、現在、連絡が取れる方に
ついては連絡を取って同意を頂いたという状況です。ただ、全員同意を取れた

かといった決断してそうではなく、やっぱり何人かの方が今みたいに普信不通というかが連絡が取れなくて、そのまま返ってきてきたり、返ってなくても、もう返事がないというような状況であります。本当に今やっているこの方法、どういう具合に、これを市なり、我々委託を受けている森林組合なりが収束をさせていくのかなというように、本当に注意深く感じております。

ちよつと私、今やりながら思っていたのですけれども、例えばこの行政書士の全国組織みたいなところとか、そういう協会みたいなところと協力して、特にこの森林経営管理制度の流れというものを今回ここで整理したマニュアルといいますか、そういうものに基づいて、全国的に同じようなやり方ややり方いくとどういうようなことができないものでしょうか。森林経営管理制度のやり方の判断を、それぞれ市町村さんが判断するというのは非常に難しいと思うんです。それを例えば、林野庁が決めたようなマニュアルに沿って、そういう業界団体に、例えば行政書士の業界団体が、こういうやり方でやっていますというようにマニュアルを作って、その人たちが判断した方法でやることによって、法律的にもある程度、市町村も怖くないよというように、そんな方法ができたらいかがかと、何となく、実際やっている中で、そんなことを今、感じております。以上です。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。林野庁にご提案いただいた内容かと思えます。行政書士会との連携の関係でございますと、郡上市、河合委員のところは行政書士会と一緒にやられていましたでしょうか。

河合委員 すみません。行政書士ではないのですが、当時、最初に共有林を調査したときは、市の建設部の用地課で雇用していた、地権者調査、登記事務を担当する嘱託職員にお願いしてやっていたいただきました。あのときは30人から400人を超えて、まだまだ続きそうなので、途中でやめました。以上です。

中山課長補佐 ありがとうございます。行政書士会との連携は県単位で連携をして単価設定とかが進めているところもあって、今、全国規模でということですね。私はあまり考えたことがなかったので、またご提案というところで受け止めます。片山委員、ありがとうございます。

あと最後、今回の課題の最後に、ややちよつと限定感を持って書いておられます共有者多数で一部の共有者が不同意の場合ですね。今回の綾部市を、前提に置いて、森林の公益的機能の発揮を目的として、市が切捨間伐を行うケースなどは前向きに活用がなされるガイドラインに位置付けることにしてはどうかと思っております。ここはある種、限定的には書いているんですが、これまでのこの検討委員会の議論を踏まえると、こういった公益性というところに限定する必要もないのかなと思っております。そこは各市町村の取り組みとうしていはる状況次第なのかなと思いますが、この点について何か、もし

コメントをどなたか頂けるとありがたいなと思います。河合委員、お願いいたします。

河合委員

実はうち、ちよつと一昨日、去年の年末ですけども、やはりどうしてもしも整備したいところがございます。しかし所有者と連絡がつかないという事例がございます。そこは共有ではなく、個人の方でして、住所も分かっております。電話番号も分かっているのですが、いろいろ諸事情がございます。なかなか連絡が取れないという状況です。そこで同意していただけないだろうかと、いろいろ文書を出して、これで返事がなかったら特例措置、確認所有者不同意の特例措置を適用するかという話まで担当としております。そうしましたら、幸いにも相手さんから電話がかかってきて、説明して同意いただけたという状況でございます。やはり市町村はどうしてもやりたいというように、そういうのは前向きに進めるべきだろうと感じました。以上です。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。この記述を否定していただいたということを受け止めていただきます。より、前向きな形で位置付けていくのかなと今、思ったところでございます。どうもありがとうございます。

ということ、綾部市の事例の関係で、追加で他の方から何かコメント、あるいはご意見、ご質問とかあればと思いますが、いかがでしょうか。それでは野村委員、お願いいたします。

野村委員

ちよつと一点確認というか、行政書士というお話が出ていて、きよの前半の資料でもそういう記載もあったのですが、行政書士でいいのかどうかというところ。ちよつと業的な面であって私も分からないのですが、司法書士会であるとか、そういう団体との兼ね合いで問題があるかどうか。法務省による探索の事業では、どちらかというと司法書士会とか、土地家屋調査士会とかが出ていたと思います。別にどこかに肩入れするという話ではないのですが、1か所書くと他が引っ掛かるというようにあることもあるかと思えます。実際、行政書士の活用が広がっているのかどうかということについて、私も認識は明確にはないんですが、いずれにせよ、その書き方は、最終的には慎重にした方がいいのかなと思えます。すみません、本質に関係ないところなので、失礼しました。

中山課長補佐

どうもいろいろご示唆ありがとうございます。我々も司法書士連合会さんとは、コミュニケーションを取らせていただいているところもありますので、そこは何ら限定することなく、考えていきたいなと思えます。ありがとうございます。品川委員、お願いいたします。

品川委員

先ほどから野村委員と、あれ？と思うところを全部一致していくのですけれども。例えば今までお話ししてきた中でも、自分は所有者者ではないと言っている。例えば地元と関わりたくないと言っている。それは事実と反することであるから公益性の方を重視して進めてしまっているだけだろうということ、私、申し上げました。こういうこととして、実は法律解釈でありまして、法律解釈というのは弁護士のみがやっているということになっていきます。何が法律解釈かというのは、一つの事案の中で、手続的に、マニュアル的に進めていく部分もあれば、解釈に及ぶ部分というのがあって、その境目というのは、スッと流動的に動いてしまうところがある。そういう意味で、全てを行政書士さんにお任せするとかいいうことではなくて、それを依頼する側が、その境目がどこかということ、実はよくよく理解していないかならならないことなのです。ちよつとそこところだけ注意的に申し上げたいと思いきましてコメントさせていただきました。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。恐らく、その市町村がいろいろ探査業務を進めるに当たって、どういう権限で、どういう根拠法令を使ってそういうのをやっているとかが、そういうところが、そういう権限を持っているかどうかというところをよく照らして、司法書士なのか、行政書士なのか、あるいはそれ以外の人なのかということ、よく考えて活用していく必要があるというところからと理解させていただきました。ありがとうございます。それでは、ここで資料2-1の関係はいったん切ろうと思いますが、最後、伊賀原主任、何かございますか。

綾部市伊賀原主任 特にございません。ありがとうございます。

<資料2の2 ケーススタディ⑥大館市、恵那市>

中山課長補佐

それでは続きまして資料2-2に移りたいと思います。こちら、秋田県大館市、岐阜県恵那市における探査等の取組状況というところで資料を整理しているものでございます。

2ページ目から、見ていただきます。事業の概要ということで、これについては8月の委員会のときに、少しお話をさせていただきました。林野庁の事業として、探査等の工程ノウハウの整理をできないかということで、司法書士等の専門家に探査をしていただいて、意向調査、現地調査というところの一連の過程をやってみたいということと、司法書士の方に探査等を実施していただいております。この対象地域として秋田県大館市と岐阜県恵那市にご協力をお願いしております。それぞれの地域から、5筆から10筆程度を選定いたしまして、今、まだ継続中ではございますけれども、現在の進捗をお話しさせていただきますと思います。

3ページ目でございます。この事業の流れでございます。8月から、この法定相続人の探査を開始しております。それぞれ探査が終了した後に意向調査をやろうということで、上の秋田県大館市では意向調査票の送付後に、自宅訪問をし、現地調査という形で進めております。岐阜県恵那市は探査終了後に、共有者多数の土地ということでございまして、地元の説明会を開催してから意向調査票を送り、現地調査をするというよう流れで、最終的には集積計画案までつくるところとしていきます。

4ページ目でございます。秋田県大館市の概要です。秋田スギの主要産地で、約7万haの森林がございます。そのうち3割が私有林で、そのうち人工林は1万2,000haというよう状況でございます。特に資源の循環利用という点が課題になっているということです。大館市では、この管内の私有林人工林を20年間で一巡して意向調査を進めていこうということとやられております。こういった中、今回は、この土地から7筆をモデルとして選定しております。ここを選んだのは、10年間、施業がされていないですとか、隣接する林分と集積・集約が可能かということと、明治時代の登記のままの場合ですとか、共有者が複数存在するとか、いろんなケースを検討できるのではないかとということで選定しているところでございます。

その探査の状況が次の5ページ目であります。登記名義人は合計で12名ということで、その詳細は下の表になってございます。8月25日に調査を開始して、9月15日に探査を終了し、探査に34日、探査作業時間延べ9.5時間、15通の戸籍謄本等を取得し、手数料等は2万3,000円かかったという状況でございます。この結果、確知した法定相続人が1か所、1名というようなところでございます。この方については市への委託希望が示されていまして残っています。残った5か所でございますけれども、戸籍に該当が示されなく、おそらく除籍謄本の廃棄等が原因と考えられることから、探査の継続困難と判断し、不明と扱いをしていきます。あと1か所、調査では分からなかったのですが、偶然、市の方で把握された箇所もございます。

それぞれの現地の状況を6ページ目から記載をしています。例えばA地区は、集積計画が既に策定された森林を隣接している状況ですとか、次の7ページ目、B地区は集積計画策定済みの林分に挟まれているような形になっており、次の8ページ目、C地区は近くに配分計画策定済みの林分、要は林業経営者に再委託された林分が近くにありまして、ため池の横にあるような山というようなものでございますし、次の9ページ目、こちらも集積計画の近くにあるような森林ですし、あと10ページ目、E地区を見ていただくと、ここは非常に密に生えているというよう状況でございます。探査の結果B地区以外については、森林所有者全員が分からなかったという状況です。

11ページ目は、このような所有者不明の森林において、経営管理を行うとすればどのような内容にするのかということとございまして。大館市は、まずは再委託を模索することとし、できない場合は市町村事業を行うという方針です。

再委託をする場合は、20年間預かりまして、主伐、再造林を行うというようなことでございます。再委託しない、できない場合は間伐を市で2回やるというような形で複層林化を図っていくと。こういった方針でどうかということと進められているところがございます。以上、大館市の取組です。

12ページ目は、岐阜県恵那市での探索工程調査の結果、現時点での進捗状況でございます。恵那市は約3万8,000haの森林があり、うち1万9,000haが私有林の人工林という状況でございます。特に、この中で10年間の間伐の施業履歴がないというのが1万haもあるということと、ここは課題になっているところがございます。市では、管内の私有林人工林を段階別に分類をして、優先順位を立ててやっていくということと、まずは国土調査済みで山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒区域に指定されている森林から優先して、市自らの間伐、保育間伐という取組がされているところがございます。今回、この恵那市さんの中から2か所を選ばせていただいて、いずれも登記簿上、既に共有者が結構いるという林分で、そういう共有林の状況を見られたいかということと対象とさせていただきます。

その探索の状況は次の13ページ目でございます。この2か所、計7筆を対象としております。登記名義人は合計30名でございます。これも8月25日に探索を開始して、11月10日に終了しまして、探索に78日を要し、探索作業時間延べ169時間、805通の戸籍簿本等取得し、手数料は61万円という状況です。探索の結果、登記名義人30名だったものが448名の確知、うち生存者が235名というような状況で、一部の共有者については3世代の探索まではまだ法定相続人が判明しなかったのですが、いったん探索は中止しています。その後、地元説明会を開催し、地元にいらいっしやる方からは森林整備の意向が示されたということで、意向調査を実施しているところがございます。一部、B地区の方には、この説明会の場で「管理者」という方々がいらっしやるということが判明しおり、具体的な「管理者」についてですが、下の方に図を描いております。それぞれの地番ごとに管理者が設定されているというような状況です。

次の14ページ目から、このA、B地区の現地の状況ということで、見ていただきますと、ヒノキがメインとして植栽されていて、倒木なども発生しているような状況です。15ページ目がB地区、16ページ目がA地区のもう1か所の状況でございます。

17ページ目には、どういう経営管理をやっていくかという内容を記載しております。切捨間伐をやっていくというような方針になっています。恵那市の場合ですと、現地の所有の状況ですとか、地元住民が速やかな間伐を望んでいるという状況を踏まえ、こと県の別途の事業を活用して切捨間伐を進める方針でいらっしやいます。

まだこの調査自体は終了していませんが、現在の進捗の状況をご紹介させていただきます。18ページ目、関連する論点として、いくつか挙げさせていただきます。

まず、この大館市の事例でございます。除籍簿本の廃棄等の要因により、公的書類の確認では多数の所有者の存在が確認できなかったということで、見ていくと、最後の登記から60年から130年経過しているような土地であった、このまま放置しても所有者が判明することは期待できないような状況です。このような林分について、特例を活用することに不安はないものと考えられるが、何かご意見があるかということでございます。

2点目でございます。この大館市の林分ですね。写真見ていただきますと、道も近くで比較的緩やかな土地だということと、周囲の森林も必要に応じて探索、同意取得を行って、一体的な森林整備を行いたいというような状況でございます。この再委託が可能な場合は主伐、再造林も想定されるわけでございますけれども、この整備の方法、あるいは方向性について、何かコメント、ご意見があるかということもございます。

3点目でございます。恵那市の事例では、登記簿上の所有者30名に対し、第3世代までの探索で235名、延べ169時間を要した状況ということで、現地の状況から整備の必要性はあると考えられるものの、自治体のマンパワーを考えると、なかなかこのような共有者多数の森林を積極的に取り組んでいくことは難しい側面もあるのかなということとでございます。どういった整備を進めるかという方針にもよるのですが、このような森林への取組の優先順位が下がるということも一つあると考えられますが、この点について、何かご意見はありますでしょうか。

また最後に、恵那市の事例では地元「管理者」が存在していたということと、また最後、恵那市の事例では地元に「管理者」が存在していたということとでございます。そこで実質的な森林管理の意思決定を行っているようであったということと、このように森林所有者以外の者が介在しているという場合、この森林経営管理制度では所有者の同意というところで扱っておりますので、なかなか取り扱いが難しいのかなと考えっております。その他の方法により整備を検討することが妥当と考えられるが、ご意見あるかということと、少し論点を整理させていただきます。

以上について、委員の皆様から、コメントをいただけたらありがたいなと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

品川委員

この資料2-2のレジュメは、精密に議論していると思うと、かなり時間がかる場所かなと思えました。だから野村委員にもコメントしていただきたいのですが、私が一番、まずあれ？と思ったのは、13ページの「管理者」というところですね。管理者が設定されているというところですが、レジュメでは、管理者は、管理者だから森林経営管理法では取り扱うことが難しいというふうに即断されてしまっているのですが、これは管理者なのかという問題があるかと思えます。普通に考えれば、これは森林所有者がこの管理者に委託をしたということじゃないかと思えます。委託というのは大体、委任と請負のミックスというふうに行われているのですが、委託したと。じゃあ誰が

委託したのか。理所有者の何人が委託したのか。つまり委託契約を締結しているわけですが、それは合意書面がなくとも、合意でも契約は成立するのですが、ここで管理者さんに委託をする場合に、共有者のうちの何人が、これに同意することが必要なのか、実際、何人がしたのか。言ってみれば代表者だと自認している人が独断で誰々さんにお願ひしませんでしたのではないかと。そうしたら、それは管理者とは言えないのではないかと。そういった問題が法的には生じてきますので、ちょっとここは事情を深掘りする必要があるところだと思います。そういう意味で、今回、結論めいたことをここで言うことはできないのですけれども、そういう問題がちよっと背後にあることをご理解いただけたらなと思います。

それから、本当にたくさんあるのですが、どうでしょう。いったんここで野村委員もお気付きになった点はいくつもあろうと思うので、いったん野村委員にお譲りしようかなと思います。いかがでしょうか。

野村委員 結局、恐らくは入会地的な考え方で、地元には地元の方や方がある、長年やっていますと。何か、最近の偉い人が勝手に決めたということよりは、きつと伝統的に、そういうふうな制度をつくってやっていていましてというより、きつとのきつと想像はするところですね。それを、いざ何かもめごとになったときに、解決しようとしたときには、なかなかその今までのやり方でいけるかどうかということ、ちょっと分からないと思います。

他方で、その管理の権限みたいな話で言うと、民法でも、慣習が確立したものであるのであれば、その習慣に基づいてやっていますという説明ができる場合はあるのかなと思います。ただし、その上で、今までは伝統に従ってやってきたけれど、いざ何か大胆なことをやろうとして、それを公式な形で実現しようとする、なかなかそこで法律の助けは得られない事態が起こることであるのかなと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。品川委員、それ以外の箇所で何かありますか。

品川委員 そうですね。これ、あと2か所で探索に要した手数料等は2万3,000円とか61万円とかというのが出てきたのですが、これは外部の専門家に委託したときの手数料ということでよろしいですね。

中山課長補佐 実際にかかった実費というか、郵送代とかですね。1通300円とか、そういう経費でございます。

品川委員 大変でしたね。自治体が取得する場合には、これ、無料ですもんね。

中山課長補佐 そうです。

品川委員

それで61万円というのはもう本当にご苦労までございました。それから、あとこれはどういうことなのかなと思っただけは11ページですけれども。周囲で定める予定の経営管理権集積計画の概要の部分です。つまり、同意していただけているところは間伐を年2回実施となっていて、所有者不明のところは主伐、再造林、事業体が負担というふうな、言ってみれば、深く関わることになっていきます。これは逆に言えば、同意が取れるところでは主伐、再造林をされたいけれども、同意が取れないところの裁定でやるところでは主伐、再造林を目指すというの、これはどういう背景事情があるのか伺いたいと思います。いけなというわけではなくて、何か事情があるのかなと思っただけです。その辺りはどうなのでしょう。

中山課長補佐

すみません、ここは資料が、やや丁寧さに欠いていたかなと思います。市でいったん預かる、もともと周囲の話はこういうことなのですが、再委託できる場合、再委託もあり得べしという考え方でございます。ですので、もともとの周囲の方針も所有者不明のところと同じでして、基本的には再委託できたら、主伐・再造林の方につなげていきますよ、そうじゃなかったら、市で20年間で預かって間伐を2回やりまますよと。そういうところがございます。すなわち方針は変わらないということです。

品川委員

分かりました。はっきりしました。ありがとうございます。

中山課長補佐

すみません。ありがとうございます。

品川委員

じゃあそれを前提に最終ページの18ページのところで、私のコメントを申し上げさせてくださいと思います。

1番、特例を活用すること不安はないものと考えられるが、何かご意見はあるかということで、特例を活用することに不安はないと考えます。一つ丁寧にするとであれば、この人が相続人だというふうな地元の方から指摘された方がいらっしゃることなのですが、先ほど来から申し上げているとおり、フィールドワークからデスクワークへということですので、あえてここに踏み込む必要があるかという問題はあります。ただ、念には念を入れて、今度は、その方の戸籍から上にあたっていくということをやってみるのも一つかなとは思っています。それで、さらに丁寧であるということにはなろうかなと思います。

2番、再委託が可能な場合には、主伐、再造林も想定しているが、整備の方法、方向性についてご意見はあるかと。このところは森林の経営管理ということと、主伐、再造林もできるか、できないかについていうところで、民法の管理概念と森林における管理概念のところにいきますので、これをまた次のテーマに委ねたいと思います。

3番、自治体のマンパワーを考えると、このような共有者多数の森林に積極的
に取り組んでいくことは難しい側面もある。本当にごもつともでございます。
優先順位を下げてもいいですかということですが、私からは、頑張ってください
というふうな申し上げをしない。もう頑張ろうねというふうな申し上げた
と思います。ちよつとコメントしづらいものがありますが、すみません。
4番ですね。先ほど申し上げたとおり、これは少し事情をもう少し深掘りする
必要があると思います。管理者がいるから森林経営管理制度で取り扱うことが
難しいと、ここが私の中では、ストンとはいかないところ。つまり管理者が
いて、本当にこの方がちゃんとしてらっしゃるのかと。つまり管理者が
存在して、ちゃんと管理をしてらっしゃらないのであれば、やはり森林経営管
理制度で進んでいくべき対象かと思っております。ちよつともう少しご事情を伺
わなないといけないかと思えます。私からは、簡単ではあります以上です。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。今回、まだ現地調査の結果なども数字的なも
のはうまく整理はできていないので、写真を付けさせていただいたところ。分
ですので、ちよつと見ていただくと、この大館市と恵那市で状況が違う部分
が見ていただけたかなと。恵那市の方を見ていただくと、先日、郡上市にお邪
魔したような、ちよつと森林に近いようなところも感じるところでございます。
もし阿部委員に、ちよつとこういういった施業的な観点で何か、気付き、ないしコ
メントをいただければありがたいかと思うのですけれども、阿部委員、いかが
でしょうか。

阿部委員

すみません。法的なこととは全く分からないので、公益的な機能の話について、
ちよつとご意見を聞いていただければと思います。それぞれの林分でいろいろ
な状況が違うので一概には言えないと思えますけれども、多面的機能を発揮させ
るためには、やはり基本的には健全な森林を育てることが一番だと思っ
ています。特に人工林ですけども、人が関わった森林というのは、やっぱり最
後まで人が面見しないと、放置してしまうと健全性が失われるということが多
いので、長い時間をかけて管理していくことが普通だと思えます。資料を拝見
していると、私もちよつとこの管理法のことで、よく分かっているところ。分
ありますけど、存続期間が、先ほどの京都の綾部市は5年間でしたし、大館市
は20年です。どうもここが引っ掛かっています。森林の所有者が不明であ
ることがはつきりしてきたら、もつと長いスパンで計画を立てて、森林を健全
に育てていくということが必要ではないのかなと思えます。ちよつとそこが
引っ掛かりました。でもこういう側面、いろいろ問題があるから、ちよつと
無理なのかもしれないですね。どうも長い期間を考えると、地域の森林をどう育
てて、産業としてどう活用して、それから公益性をどう維持するかというよう
な、そういうことがこの中にも盛り込めればいいなと思えました。ちよつと大

きな話で申し訳ありませんけれども。

中山課長補佐

ありがとうございます。預かる期間について、法律上は、上限はありませ
ん。所有者不明森林の特例措置を使ったときは、法律上、上限50年というのがある
のでありますけれども、それ以外は上限も下限もなく、各市町村のご判断に委ね
られております。阿部委員がおっしゃったような、まさに森林を最後まで
で誰が、どこまで面倒を見るのかという話にも関係してくるのかなと思つて聞
かせていただきました。まさに各地域で、それぞれの山をどう取り扱っていく
かということと変わるところかと思つております。例えば大館市の場合、再委託
をせずに長期間、経営管理していくということも念頭において、この期間設定
をされているわけでございます。一方で、いったん手を入れをして、健全な
状態に持っていくというところで、5年という設定でやるとしても、や
りづらいです。そこについては我々も現状では、何年がいいとかお示して
いるわけではございません。存続今回、ご意見をいただいたということと受け止
めたいと思つております。

阿部委員

分かりました。ありがとうございます。

中山課長補佐

ありがとうございます。品川委員から頂いた、管理者と経営管理制度との関係
は、結局、管理者って誰なのということと尽きる話になってくるのかなと思
つて、この論点の示し方が、やや丁寧に欠けたかなと思つております。
箕輪課長から、コメントお願いいたします。

箕輪課長

林野庁、森林利用課長の箕輪です。本日はありがとうございます。まさに今、
中山からお答えしましたけれども、短絡的に、この管理者の扱いを書いてしまつ
たところ。品川委員がご指摘のように、管理者の中にも所有者と契約を
やんとやっていると見えますし、一方で慣例的に管理者となっている方もいる。
ただ私ども、ちよつと問題視したのは、『森林所有者』とは権原に基づき森林の土地の上に木
竹を所有し、及び育成することができる者」というふうになっていますので、
そういうものとの兼ね合いで、その管理者が、それになり得るものなのかとい
うところが一つ。あと、そういう管理者が間に入るることによって、所有者がな
かなか問い掛けに応じてくれない場面もあるのかなということ、問題提起させてい
ななかな難しい問題をはらんでいるなということ、いくつかの事例についていろん
な場面を、もうちよつと深掘りして、整理をしていきたいということとござ
います。以上でございます。

中山課長補佐

ありがとうございます。それでは、まず秋田県大館市の安保主査、今まで話の

片山委員

片山です。大館市の再委託というところの場所。写真を見た感じで、確かに再委託しておけばいいのかなという、まさしくそういう場所ではないかなという感じを受けました。我々も実際、ちょうど白山市から委託を受けてやった場所については、ある程度、この再委託というものをメインに考えて、やっぱり林道から遠いか急斜面であるとかというように分けて整備をしていくという方針でやっております。我々も最初、やっぱりある程度林齢が60年、80年ぐらいいたってあるようなそういう杉林で、割と林道のすぐ近くで、非常にいいところとか地を主伐すればいいのかなという、最初はそういう思いでいろいろいるところとか地元と打ち合わせをしております。そうした中で、やはり何となく主伐、再造林というものは、この事業ではちよつと難しいのかなという意見に大体まとまってきました。また、択伐みたいな感じで半分ぐらい切るというような感じ、ただ森林を残していく、もともとあるスギは残しながら、ある程度、切ったところにな広葉樹とかが生えてきて、安定的なそういう森林を作っていくということになりました。ある程度、そんな市とかが委託を受けて実施する森林については、そういうやり方の方がいいのかなということで、今、取り組んでいるという、そういうところがございます。大館市が主伐、再造林、確かに、このいい山で主伐、再造林していけば本当がいいのではないかなとは思っています。このいい山で主伐、再造林して今この制度で主伐、再造林をやるのがどうなのかなという、ちよつと私はそういう印象を一つ持っているということが一点ございます。それと恵那市のことも林分はやっぱり急で、そして手入れもあまりされていないということ、市が管理するという方向性はそれで非常にいいのかなという思いで写真を見ておりました。あと、この中で管理者がいるという話が出てきたのですが、やっぱりこういうところは実際、ありますね。我々もそういうところにはぶち当たっているところがあって、所有者とは関係なしに、昔からのそういうしきたりで所有者とは関係なしに、ここは誰々さん、ここは誰々さん、この山は誰々さんの山で、自分たちの先祖代々守っているという、そういうことになっていく。だから本当に筆とか所有者とか関係なしにして「管理者」がいるという、法律上でそういう山があった。そういうところについて、やはり何ていうか、法律上でそう認められているのかわからないのか、そういうことが分らない中で、今の市の森林経営管理制度で整備をしていくというのは、ちよつと難しいかなという印象で、そこら辺どうしようかと思っております。実際そういう場所もあって、今、実は経営計画、整備計画、集積計画をどうやって立てていくかを模索しているという、悩んでいるというようにもなっております。そして、現実にもやっている立場として皆さんのご意見頂ければと思います。以上です。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。最初におっしゃった箇所は、その再委託をして択伐をするということですか。

片山委員

そうです。最初の場所につきましては、かなり林分としても緩く林道も付いているということなので、区域全体で集積計画を、ある程度の面積で作り、その中で、特に林道沿いで非常に林業経営も成り立つところについては再委託でやるという方向性かと思えます。これはかが森林組合が受けた箇所と同じような考え方です。ただ、一緒に集積計画を作った中で林道から遠いとか、勾配が急であるとか、そういうようなところについては、そこは再委託の場所から外れて、市での管理、市での切捨間伐という、そういう方向性でやっているとこの状況でございます。

中山課長補佐

それで再委託を受けた後に、森林組合で択伐をするということですか。

片山委員

はい、択伐をするということです。

中山課長補佐

では、一部、木材を出して販売をするということなんですか。

片山委員

そうです。その収益は持ち主にお返しをするということで、所有者ごとに見積もりをつくって、お返しさせていただくということです。今は伐採もだいぶ済んで、割といい木だった上に特にウッドショックでも木も高かったので、割と高く売れて良かったなと思っています。

中山課長補佐

やっぱりポイントとしては、皆伐、再造林をして整備をしたとしても、やっぱりその後の手入れがまた必要になることを考えると、木は残して択伐をして、その森林の状態でお返しをするという方が、公益性の観点からいいのではないかなというように、そういう判断ですかね。

片山委員

そうですね。まさしくそのとおりです。この期間、15年とか20年、確か15年の期間で設定したと思うのですが、やっぱりその15年たったときに、仮に再造林して何回か下刈りをするにしても、その後、所有者にお返しをするようになったときに、果たして本当に皆伐した、その後の下刈りまでして本当に森林にきちっと戻って行くかというところの責任がどうなのかなというところもありました。ですので、そこは皆伐、再造林というよりも、択伐や間伐というように、そういう方向性でいったほうがいいのかなという判断で我々はおります。

中山課長補佐

非常にいい話を聞かせていただきましたありがとうございます。そういう考えで運用されているところ、今、まさにあまり再委託の事例そのものが全国的にそんなに多いわけではないので、非常に有り難いケースなどと思って聞かせていただきました。また引き続き詳細を聞くかもしれません。どうもありがとうございます。

それともう一点、気になるのが、もう一つの事例の恵那市ですが、これが写真だけ見ると非常に荒れているかなという感じがします。急傾斜地で花崗岩地帯ということになると、まさに原田課長補佐がおっしゃったように土砂崩壊防止への心配が大変大きいのだらうなと思います。この地域は、私が今いる伊那谷からずっと南に続く風化しやすい花崗岩地帯なのです。この地域は、私が今いる伊那谷が多いというふうに考えれば、恵那市の山は、できるだけ早いうちに整備をしなければいけないようなところだらうなという感じがします。こういった林分を森林経営管理制度の中で、できるだけ迅速に、しかも先ほど不明者がいるような状況をどうするかという場合には、ある意味、これを放置した場合に、あるいは所有者判明に時間がかかった場合に、危険性を先延ばししている状況と同じではないかかと思えます。そう考えますと、森林経営管理制度の手続き中で最も早く進む手法を採用し、一刻も早く、整備したほうがよろしいのではないかなという感じがしました。ただ、なかなかこの写真とデータだけでは本当分かりづら。いろんな状況の下で取組を進めなさいけないというものですから、もし林野庁がこういいう山どういいうかと言われた場合には、他のデータも、もうちょっと取りましようか、というアドバイザーをすべきかなという気がします。

中山課長補佐

限られた情報で詳細にコメントいただきましたが、ありがとうございます。実際、もう少し調査をしているわけですが、今回の委員会に間に合わずに、既存の台帳情報とかも入れながら作っているところもございまして、弁解させていただきます。また出し方をちゃんと気を付けてお示しいたいなと思います。

植木委員長

結構データ取るのも大変ですから、もし可能であればということろで、必要なデータがあればいいかなという意見です。もし具体的な個別事例の話をするのであれば、そういう配慮がもう少し必要かなということろです。現地見学が一番いいのですが、今回、このような状況ですから止むをえません。勝手なことばかり申し上げて、失礼しました。

中山課長補佐

いいえ、非常に参考になるコメントいただきました。どうもありがとうございます。それぞれ山をどういこうかということろを考えるに当たって、参考になるコメントだったと思います。それでは、いったんここでこの資料 2-2 につきましては、区切らせていただきますしたいと思います。

＜資料 3 森林における「管理」と民法上の「管理」概念の整理＞

中山課長補佐

次に資料 3 ということろで今回ご用意をしております。当面の議題でも、特に各論④のところろで搬出間伐とか切捨間伐とか定性間伐をするのかとか列状間伐をやめるのかというような議論があるわけでございまして、そういった中で、いわゆる今のこの森林管理概念と民法上の管理概念について、少し整理

植木委員長

植木ですが、よろしいですか。この最後の論点のところろで、特に大館市の主伐、再造林の想定ということろです。これについての意見ですが、大館市の場合には A から E まであって、相当、森林の状態が違います。それで先ほど阿部委員から言われたように、やはり人工林は特に最後まで手を入れる、人間が管理しなければいけないということろは極めて大事であって、しかも、最終的にどういいう山をイメージして山づくりするかということろがなければ、いろんな森林のタイプがある中で、それらを同じように一つの方向で経営管理するというのは、ちょっと無茶だと思うのです。ですから、例えばそれぞれの林分で立地条件どうなのかということろも含めて、やはり現場での議論というのが一番大事でしょうから、今ある、この資料だけでは非常に判断しにくいなと思っております。

例えば、A の林分は、95 年たっているわけですから、これを主伐、再造林していかかといった場合に、果たしてどうなのかということろがあるかかと思えます。ここところは、ha 当たり蓄積が 451 m³ですね。そうした場合に、この森林が主伐をして元が取れるかどうかという観点から、林道等の搬出条件、どういいう形質のスズギなのか、伐期の延長はありうるのかどうか、それらも含めて考えていければ、主伐、再造林した方がいいのか、その後のコストも考えて総合的に判断した場合どうなるのか、様々な検討が必要になるかかと思えます。

逆に B の森林は、これはこれまで非常に手入れがされていた山かかと思えます。47 年生で ha 当たりが 1,000 本まで落としている。670 m³あるということろです。けど、これは将来楽しみな森林で、むしろ丁寧な経営管理をこのまま続けていくのがいいかと思えます。間伐をまさに 2 回ぐらいやって良質材を保っていくということろは非常に期待できそうかなということろには思っています。

他のところろはデータだけではよく分からないのですが、63 年生で施業履歴もななということろです。本数と蓄積量の関係を言うならば、C 林はかなり細い個体の多い山で、これを公益的機能の観点から整備していくならば、このままも少い様子を見ていくか、それとも悪いものを伐りながら大径化していくというような方法になっていくかかという気がします。

最も気になったのは、E の 63 年生のスズギですが、写真を見ると蓄積が 1,300 m³あって、本数が 1,200 本。この本数で蓄積量が非常に大きい。これはどういいう山なのかちょっとイメージしにくい。1 本が平均 1 m³なのですから、多分胸高直径が 30cm 後半から 40cm くらい単木の集まりなのだらうかかと思えます。こういったちよつとデータの解釈もなかなか難しいのですが、基本的には、今回の制度においては、公益的機能をより向上させようということろを前提にしていくならば、市町村が管理していく上では間伐を基本に進めていくべきなのだらうなということろに思っています。ただし、先ほど申し上げましたように、それぞれの林分が異なるので、それぞれに合ったふさわしい、作業法を採用するということろなのだらうかかと思えます。

これらを踏まえて、具体的に想定される事例と目的を整理して検討してみてもどうかということ、例としてA、B、C、Dを、書かせてもらっています。例えばAでございますが、土砂流出防備等の災害防止の観点のみならず、生物多様性保全の観点から、伐採した後に広葉樹の更新を誘導する、あるいは植栽すること、あるいは管理行為と云えるのではないかと。あるいはBのように、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の吸収機能を確保する観点で実施される皆伐、再造林は管理行為と云えるのではないかと。この場合、皆伐で収入が発生しますけれども、全て再造林、保育に充当されるということとを前提として、こういったことも言えるのではないかと。あるいはCのように、木材の販売を伴う間伐であったとしても、収入から経費を差し引いて利益が出ないという場合ですとか、あるいは利益が出て継続した森林の管理に充当されるのだからという限りにおいては、管理行為と云えるのではないかと。また最後、とはいっても、森林の健全な状態の維持、向上のために行われる伐採の程度を超えた作業ということについては管理行為の範囲を逸脱しているのではないかと。例えばということについては、管理行為と云えるのではないかと。例えはということとで列記をしております。このような整理をして、ガイドラインの中にも位置付けをしておくと、より現場での運用がしやすいかなということ、今回、ご提示をしております。本資料の作成に当たりまして、事前に資料を、品川委員からご提供いただきました。どうもありがとうございます。品川委員から、ちょっと一言コメントいただきたいと思います。

品川委員

この1、2、3、4ページのところについては、私は、こう考えるところのところになっておりますので、いろいろなご意見があると思いますし、また野村委員以外の委員におかれども、法律は難しいんだね、皆さんで議論してもらえればそれでいいですか、そういうことではなくて、このところもやっちゃったまま、また分らないところがあるとか、そういうところがあるれば、ご質問、活発に頂いて、深く正確に理解していただいた上で、最後の5ページの議論のところに進めたいなと思っております。先に申し上げておきますと、5ページの2の②なんですけれど、私は、伐採して、伐採まではOKということになるのであれば、伐採した木材の販売を伴う場合も特に販売して構わないと、管理行為の延長上で販売して構わないと考えております。一応、この部分だけコメント申し上げます。

中山課長補佐

ありがとうございます。我々も、販売は処分に該当するところと、どこまで抜けるのかなというのとはよく分からなくて、セーフティーな感じを入れてみたんですが、ありがとうございます。野村委員、ありがとうございます。よろしく願います。

野村委員

品川委員、どうもありがとうございます。いろいろ勉強になりました。違和感はあるんじゃないかと、まさにこの立木というのですかね。木一本に着目

するのではなくて、やはり森林に着目するという観点。そして森林というのは、時に伐採したり、販売という行為を伴うことも含めて、伐採して植え直すというところ、それが本来のべき姿であって、処分ではなくて維持、管理としてやる。それがサイクルであるという観点は、十分、多数の方にも理解がいただける考えなのではないかなと私も思っております。その上で、こういう内容を正面から議論していることってあまりないかもしれないので、かなり賛同を得られるのではないかと思いつつ、より広く意見を聞いてみたいようには思います。こうした内容に関心のある学者の方の話とか、何か裏付けが取れるとよりのかなと感じました。そこでもしなくても当委員会の考え方というよなことで、まず打ち出してみたいというのも全然ありなのかなとは思っています。結論としてはかなり、細部は別として、おおむねの考え方については理解を得られるのではないかなと思っております。

ちなみに日弁連の所有者不明土地のワーキンググループで、私、12月だったかな、この委員会の委員としての活動について少しご紹介を申し上げたのです。そのときにもこの話、たまたま私も感心がある部分でお話をしたところ、他の弁護士らも、それを処分と言ってしまったら、やはりそれはちよとと実態に即しないですよという反応でしたので、基本的にはそんなに拒絶反応はなかったというところでもございました。

あと、もう一度詳しく考えてみたいとは思いますが、最後の⑤のところですけど、私は全体として言うと、木材の販売というののも不自然でない部分については、私に管理の中で販売が入ってくることは問題ないと思っております。基本的にはそういう考えです。

中山課長補佐

ありがとうございます。やや、このスケール感がちよとと合わないような感じですかね。

野村委員

本当は、やっぱりそういう一つひとつの取組が大事なのですと言われれば、そうかなという気がします。すみません、これは個人的感想でしたので、皆さん

のご意見をまた追ってお伺いしたいと思います。

中山課長補佐 中山課長補佐 品川委員、ほかご疑問点とか質問する部分がございますらコメントいただけるとありがたいと思います。

片山委員 素晴らしいなというか、まさしくこれを持ったんだという感じですね。特に、この①番のときの管理行為というところを、今のその森林を立木1本で見ると、全体として、森として見るのかという、その辺で考え方をちやんと整理をされて、何というかな、そこで行われる部分の、例えば利用開伐であったりとか、もしくは皆伐も含めてなんでしょうけれども、管理行為として認めることができれば、ここに書いてあるように半分の同意で、その辺が可能ですよという、そういう判断でよろしいのでしょうか。まさしく今、そういう事案にぶつかっております、そういう判断ができるのかなというところ、本当に気になるというか、お教えいただきたいなと思いました。

中山課長補佐 品川委員、よろしいですか。

品川委員 そんなような判断です。

片山委員 ますますやる気が出てきたなというか、元気が出てきそうです。ありがとうございます。

品川委員 それで、先ほど野村委員がおっしゃられたとおり、ちょっと日本語が思い浮かばないので、今までの従来の定着した処分概念からは、やはりちよっと違う方向で森林についてはアプローチしたいということですので、何らかの裏書きとありますが、エンドースメントというか、何らかのことがあるとありがたいと思いますね。例えば学者さんからのご意見をいただくとか、シンポジウムで、合意で終わるとか、そういう形があるといいかなと思うんです。ただ、あえてここで、この委員会としてそういうことはしない、そのままこれで進めていこうというのも、一つの戦略としてありかと思えますので、検討いただきたいと思っています。

中山課長補佐 ありがとうございます。そこはまさに我々で、ちよっと考えをいたしまして、またご相談をさせていただきたい部分かなと思って聞いておりました。どうもありがとうございます。

植木委員長 質問よろしいですか。

中山課長補佐 お願いします。

植木委員長

品川委員、どうもありがとうございます。ずっと気になっていた概念、これを整理していただいて非常によく分かりました。なるほどな、ということとところで理解しております。ただ、理解できないところが多少ありますので教えてください。

1ページ目の民法上の概念整理の中で、処分行為、変更行為の処分とあるのですが、この具体例がそこに書いてあって、物全部の処分と取り消し、解除等というふうにあるのですが、単純に読めば、皆伐作業の主伐はこれには当たらないのですか。どうなのですかね。よく分からなな話ですけど、これを先ほどの事例でいくと、これは処分には当たらないという話ですが、最初にこの概念整理でみるならば、皆伐作業の主伐は処分なのかというふうに理解しております。その後、いや、そうでもないんですよという話があったものから、そういう場合に皆伐作業の主伐が処分として判断され、どういう場合はそうではないのかということをお教えしてもらえませんか。

品川委員

立木を1本として見たときには処分だけども、森林として見たときには立木を伐採することも処分には当たらないという、こういう二つの解釈を取るということなのです。例えば田んぼをつくる、苗を一握り取ることは、処分ではなくて、でも田んぼを畑にすることは処分である。結局、法律というのは、やはり合理性を目指していきしますので、対象物や対象事項について、それぞれ合理的な意味、解釈がされてきているわけです。だから我々は苗の一握り切ることを処分だとも思わないし、だけれども土地の形状、全体変更、田を畑にすることは、これは処分だねという、この解釈を自然にやるわけですし、また裁判例もたくさんあるのですが、これがこと森林の場合になると、そもそも議論されたことがない、裁判例もない、もう法律家なんてほとんど森林のこと何も分かっていないものから。あえて立木1本に着目すれば処分かもしれないけれども、森林施業については、立木の集団たる森林全体に視点を移せば、これは処分ではなくて管理であると。こういう解釈を出したいと考えます。これは、決してドラステイックな解釈ということではなくて、民法が根っこで、そういう発想を持っていたのではないか、ただそれが、明治時代に民法ができてから、この100年以上たった間に、こういう条文があるということをお忘れ去ってしまっている、それが民法602条で、森林の植栽や伐採というのが、そもそも管理行為であるとして民法の中に条文としてあるではないか。ここに着目するべきではないかと。令和3年度の民法改正で、やはり立法者たちは何となく自分たちの中で分かっていた森林管理というものの、無理を求めない、合理的な解釈をするということに、栽植や伐採を目的とする行為について、管理行為として新たに規定を起しているわけですから、立木1本って言うときと森林と言うときとで、解釈を分けていいのではないかと。同じ木を切ると言う行為だと、分けて解釈したらいいのではないかと。それをここで正々堂々と外に

対して、もうこれからはこういう解釈でいきますというふうに打ち出すことは可能でしょうかという、こういう提案をさせていただいているところですが、

植木委員長

ありがとうございます。そういうふうには解釈するわけですね。そうした場合に、例えば5ページ目の2Dの事例なのですが、再造林を予定しない主伐など、取入に主眼が置かれている場合などは、場合によっては処分というような話になるかもしれないということですね。これは森林の場合でも同様であると。

中山課長補佐

その部分は、すいません、事務局の方から、ご提案として入れさせていただいている部分で、そう解釈できるというよりは、一つの例示として提案をしたという部分でございます。

植木委員長

なるほど、難しいですね。それで、例えば資料の1の、16 ページの各論⑤で、市町村の考えの費用対効果のところ、基本的な健全性が確保できることを前提にするということになっていきますが、2のところ、事業者が対応できるような経済性を追求した内容とした場合、例えば皆伐を行うといった場合には、これは健全性が確保できることが前提と考えて、管理行為として許されるという判断なのです。私なんて穿った見方してしまうのですが、健全性が確保できるかどうかというのは判断が難しく、むしろ事業者が経済性のみを追求するということとはよくよくあって、むしろ建前としては健全性を前提とするので、けれども、経済性を結果的には追求するというようなこともよくあることで、そういう場合には、どう理解したらいいのでしょうか。

中山課長補佐

その記述と資料3との関係を厳密に突き合わせるわけではないのですが、例えども、例えば経済性を追求ということなのですが、あるいは、例えば切ったけど、ちゃんと植えて、また森林を森林として管理をしていくという限りにおいては、その場合によっては一つ管理行為というふうにみならず解釈もできるのではないかなというような意味合いで捉えておりました、そういう場合に、ただ、じゃあ切ったけど植えないみたいなのは、それはもうさすがに違ふよねというところで、この資料3の最後などは、ちよつとそれをイメージして書いているというふうなものであります。

植木委員長

そういう理解でいいと思うのですが、例えば事例を説明してもらおうと、よくよく理解できたものから、ちよつと事例のことでお聞きするのですが、例えば事例のAですね。生物多様性保全の観点から、伐採した後には広葉樹を誘導するといった場合に、もしこの伐採が、どういう伐採によって変わるのかなと。さらに、猛禽類の餌を確保するために、その森林を皆伐してしまい、その原っぱにしてしまうといった場合については皆伐して、その後、植えないというふうな状況があり得るわけです。ただし、この場合は生物多様性の保全と

いう観点から問題ないという判断でよろしいですか。

中山課長補佐

この例でいくと、そういった場合に、その後しっかりとまた森林として保つていく行為をやらかさうかというのが一つポイントなのかなどは思っています。例えば原っぱとして維持していくのであれば、それはもう森林じゃなくすることではないかと思えますので、ちよつとここで想定しているのは、そういうものではないイメージで書いています。

植木委員長

分かりました。何となく、少しずつ理解できました。ありがとうございます。

中山課長補佐

例示を何かないかなと思っているいる書いてみたのですが、粗くて申し訳ないなと思っております。野村委員よろしくお願ひします。

野村委員

ちよつと前の議論ですけども、植木委員長からのご質問に対して、木が1本の場合と森林としての場合というお話がありましたけれども、植木委員長のご質問の中には、さらに間伐の場合と皆伐、主伐の場合とどうなのだろうという質問もあったのかなと思います。やっぱり段階的な話なので、間伐よりは皆伐の方が確かに処分性とか、その判断が少し難しくなる点というのはあるのかなというところはあります、それは事実として、そうではないかと思えます。他方で、そのときも、その皆伐というのが、ある範囲での皆伐はある、その当該土地の上の木としては、ある一筆の土地の上の木としては皆伐である。そうではあるけれども、森林の維持管理という意味で、その範囲を含む地域全体、森林全体の中では、サイクルの中の一つとして見て見ることができると、その土地としても見ることができれば、もつと広い視点を持って、その山林の維持管理という、地域の、広い視点で見なければ、やはり皆伐であっても、そういう観点が持ち込めるといふようなこともあるのかなと思います。いま申し上げたことも要素としては考慮し得るのではないかなと思います。短期的に見れば全部伐採という行為であっても、森林というのは短期で見るとはなくて長期で、サイクルで管理していくものだから、それは一時的な事象であって、全体としては管理なのだといふような考え方は十分できるのかなと思っております。以上です。

植木委員長

どうもありがとうございます。野村委員。基本的に、そういう考え方もともと私も理解しておりますけれども、個別の話になると、これはどうなのだろう、あれはどうなのだろうということがあったものですから質問しました。理解が進みました。どうもありがとうございます。

中山課長補佐

ありがとうございます。本日に、いろいろと難しい論点に、今回、品川委員、整

中山課長補佐

ありがとうございます。では植木委員長からも最後、一言いいですか。

植木委員長

1年間ありがとうございました。この間、議論して、なかなか森林経営管理制
度の自身について、私自身は理解するのがやっとなところ、特に法的な
問題については大変難しいと感じているところがございます。山の作業と
いうのは、やはり現場でみなければなかなか分からないということになってく
ると、現場の人たちの山に対する知識と技術を持っていることを前提として、
その総合判断というものが大変重要になってくるわけです。そうすると、公益
的機能を高めるといった場合には、それなりの作業法があつて、それを現
場の人たちがある程度理解でき、さらには勉強会を含めながら実力を付けてい
くということがなければ、適切な森林整備はできないのかなと感じたところで
す。そういう意味では市町村の方々には日頃勉強されているかと思うのですが、
全国的に見るならば、市町村の制度からしてもスベジャリストがなかなかいな
いという中において、どうやってこの森林を扱うかといった場合に、とまどい
が生じるかと思えます。そのところを少しでも解決できるような方向に、こ
のガイドラインが役立つことを願っております。また引き続き来年度もよろし
くお願いいたします。どうもありがとうございます。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。本日は各委員の皆様、大変貴重なコメントを
いただきましたありがとうございます。また伊賀原主任、原田課長補佐、安保
主査におかれましても、お忙しいところご参加いただきまして、どうもありが
とうございます。引き続き、またよろしくお願ひしたいと思いますので、どう
ぞよろしくお願ひいたします。それでは皆様、本日はお疲れさまでございま
した。ありがとうございます。

令和3年度森林経営管理制度実施円滑化事業

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-2126

メール：shinrin_keieikanri@maff.go.jp

受託者：公益財団法人 日本生態系協会